中山公園野球場整備工事（解体）

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称
D-001	建築工事特記仕様書－１
D-002	建築工事特記仕様書－２
D-003	建築工事特記仕様書－３
D-004	解体工事特記仕様書
D-005	案内図
D-006	既存配置図（建築）
D-007	舗装撤去図
D-008	排水側溝・縁石撤去図
D-009	擁壁構造物撤去図
D-010	コンクリート構造物・スラブ撤去図
D-011	フェンス・手摺撤去図
D-012	既存建物撤去図（建築）
D-013	既存構造物撤去図（建築）
D-014	既存配置図（構内配電線路）
D-015	既存建物撤去図（照明設備）
D-016	既存配置図（衛生設備）
D-017	既存建物撤去図－１（衛生設備）
D-018	既存建物撤去図－２（衛生設備）
D-019	植栽撤去図
D-020	仮設計画図【参考図】
D-021	工事計画図・工事計画工程表

【図面サイズＡ２】　全 21 枚

建築工事特記仕様書 No.1/3

Ⅰ 工 事 概 要

1．工事名称　中山公園野球場整備工事（解体）
2．工事場所　岐阜県高山市山田町　地内
3．用途地域　ー
4．防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし　・
5．工事種別　・新　築　・増　築　・改　修　・耐震改修　⊙解体
6．敷地面積　32,422.23 ㎡
7．建物概要
　1）構　造　木造、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
　2）面　積　建築面積 ：ー　延べ面積 ：ー

床面積	管理棟	： 101.03 ㎡	：
	屋外便所	： 19.87 ㎡	：
		：	：
		：	：

　3）工事内容　解体工事（本体、電気設備、機械設備、樹木伐採）

8．別途工事　~~電気設備工事~~　~~機械設備工事~~　~~人工芝工事~~

※本工事の工期は設備工事の工期と工事検査期間としての14日を含んでいる。
※契約締結後 14 日以内に実施工程表を提出する。
9．消防法に基づく防火対象物　消防法施行令別表一　（　　）項

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）この特記仕様書、図面及び現場説明書（質疑応答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（最新版）{以下「標仕」という}、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）{以下「改標仕」という}、公共建築木造工事標準仕様書（最新版）による。
電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（2）設計図書間に相違がある場合の優先順位は次による。
　1）質疑回答書
　2）現場説明書
　3）特記仕様書
　4）標準特記仕様書（添付された場合に限る）
　5）図面
　6）標仕
　7）改標仕
2. 特記仕様
（1）項目は、番号に◯ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙ 印と⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（別　　）は（5.3.7）による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
（5）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
（6）Ⓖ 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項	①	適用基準等	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　最新版） ⊙工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ⊙建築物解体工事共通仕様書、同解説（最新版）
	②	工事実績データ作成	工事実績データの作成、登録　（請負金額500万円以上の場合をいう）受注時又は変更時において、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、受注、変更、完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は変更時の提出を省略できる。
	③	概成工事	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。　(1.2.1)
	4	適用区分	・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 ※風速（Vo＝　30　） ※地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪区分　建告示第1455号　別表（　）1.2m
	⑤	施工計画書 施工図等	※次に該当する工事の施工計画書、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 ⊙仮設工事　・鉄骨ﾌﾞﾚｰｽ工事　・増設RC壁設置工事　・柱打増し工事　・ｽﾘｯﾄ設置工事　⊙撤去工事 ・土工事　・地業工事(地盤改良含む)　・鉄筋工事　・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　・鉄骨工事　・ALCﾊﾟﾈﾙ工事 ・防水工事　・石、ﾀｲﾙ、左官工事　・木工事　・屋根及びとい工事　・金属工事　・建具工事　・塗装工事 ・内外装工事　・ﾕﾆｯﾄ工事　・外構工事　⊙解体工事　・耐震工事　・ｱｽﾍﾞｽﾄ処理　・造成工事 ⊙その他監督員の指示するもの
	⑥	施工管理技術者	※　適用する　・　適用しない　(1.3.2)
	⑦	電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　(1.3.3)
	8	条件明示項目	・要　・不要　(1.3.5)

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項	⑨	施工中の安全確保及び環境保全	※次の工種の工事を施工する場合は、工事車両の通行する各所に保安員を配置して通行者の安全確保を図る。　(1.3.7) ⊙仮設工事　・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　・鉄骨工事 ・主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時　⊙その他必要と認められる時
	⑩	発生材の処理等	産業廃棄物の適正処理について 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現場確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分場に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。 ※引き渡しを要するもの　（・金属類　・ＰＣＢ含有物　） ⊙特別管理産業廃棄物　（※廃石綿　） ・現場にて再利用を図るもの（　） ・再生資材の活用を図るもの　（　） ⊙アスベスト成型板としての処理を要するもの　⊙アスベスト含有分析調査を要する建材 ※解体特記による　※解体特記による ・ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査 ⊙ＰＣＢ事前調査報告書（結果：含有なし）は着工前に発注者より提供する ・第一次調査 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否の判定を行う 採取箇所数（計　箇所） 採取場所　（※図示　） ・第二次調査 専門分析機関にてＰＣＢ含有の分析を行う 分析個数　（計　個） ・除去処理工事 撤去工法　「標準施工要領書(日本シーリング工業共同組合連合会/日本日本シーリング材工業会）」による。 除去範囲　（※図示　・　） ※建設副産物情報交換システム 本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。監督職員への報告（提出）はシステムにより作成した［再資源利用計画書（実施書）］及び［再資源利用促進計画書（実施書）］により行うものとする。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ※特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法第104条　以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずるものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等完了した年月日、再資源化をしたしせつの名称及び所在地、再資源化に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式１［再生資源利用計画書（実施書）］及び様式２［再生資源利用促進計画書（実施書）］を兼ねるものとする。 本工事が、「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。
	⑪	既存部分への措置	工事の施工に伴い、既存築造物部分、工事目的物の施工済み部分等に汚染又は損傷を与えた場合は、請負者の責任において構造及び仕上げを原型に復旧する。
	12	材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 仕様資材（木材）について 本工事において使用する木材は、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付県流第463号林政部長通知。以下「要領」という。）第12条により証明された木材を使用すること。 ただし、岐阜証明材推進制度による証明運用開始（平成19年4月1日）前に出荷等されている木材で、岐阜県産材認証制度要綱（平成13年8月1日森第351号農山村整備局長通知。平成19年3月31日付で廃止。）第８条による認証を受けたものについては、要領第１２条により証明されたものとみなす。 使用木材は県産材とし、可能な限り高山市産材を使用すること。 本工事において、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は、高山市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は高山市内での生産品（高山市内での生産のないものにあっては、岐阜県産）を選定するよう努めること。 室内に使用する合板、接着剤等は揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の放出量の少ない材料とし、監督員の承諾を受けること。
	⑬	環境への配慮	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項			５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥｏ規格品 ④旧ＪＡＳのＦｃｏ規格品
	14	特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	15	技能士	(1.5.2) 適用工事種別 ／ 技能検定の職種 仮設工事 ／ ・とび作業 鉄筋工事 ／ ・鉄筋施工（鉄筋組立て作業） コンクリート工事 ／ ・型枠施工 鉄骨工事 ／ ・とび　・ガス溶接作業　・組立 ブロック・ALCパネル工事 ／ ・ブロック建築　・ALCパネル施工 防水工事 ／ ・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ／ ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業 石工事 ／ ・石材施工（石張り施工） タイル工事 ／ ・タイル張り 木工事 ／ ・建築大工 屋根及びとい工事 ／ ・建築板金（内外装板金作業） 金属工事 ／ ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 左官工事 ／ ・左官 建具工事 ／ ・サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工 カーテンウォール工事 ／ ・カーテンウォール施工　・サッシ施工　・ガラス施工 塗装工事 ／ ・塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ／ ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業） 植栽工事 ／ ・造園
	⑯	施工の検査等	監督員の指示による　(1.5.5)
	⑰	施工の立会等	監督員の指示による　(1.5.7)
	⑱	施工調査	※施工計画調査 本工事当該部位及び関連部位について既存施設(埋設配管等を含む)について事前調査、情報収集を行う。 ・埋設配管の試掘　※行わない　・行う（範囲、復旧方法　・図示　・　） ・外壁改修施工数量調査 調査範囲　・全面　・図示 調査項目　・ひび割れ部 （幅0.2mm未満、0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上） ・はがれ及び剥落部、浮き部 ・シーリング剥離等 ・ 調査方法　目視及びミリスケール等 足場　※「２章仮設工事１足場」による ・防水改修施工数量調査 調査範囲　・全面　・図示 調査項目　・図示 調査方法　・図示 報告書　監督職員に３部提出する（立面図等に記載、必要に応じ写真を添付） 調査業者　外壁、防水については、使用予定材料メーカーの指定する施工業者とする。

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	建築工事特記仕様書-1		
縮　尺	ー	番　号	21　枚の内 D001号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

建築工事特記仕様書 No.2/3

章		項	特記事項
①一般共通事項	19	化学物質の濃度測定	下記化学物質について厚生労働省の指針値以下であることを指定検査センターにて検査確認し、工期内に報告すること。 又、濃度が基準値以上だった場合は、請負業者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用は全て請負者の負担とする。

測定対象化学物質	厚労省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	100μg/m3 (0.08ppm) 以下
トルエン	260μg/m3 (0.07ppm) 以下
キシレン	200μg/m3 (0.05ppm) 以下
スチレン	220μg/m3 (0.05ppm) 以下
エチルベンゼン	3800μg/m3 (0.88ppm) 以下

検査確認場所

測定箇所数　・図示

測定回数　　・着工前　※着工後　１回以上
測定方法　※パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法
換気　測定対象室を３０分間換気した後、すべて窓及び扉を５時間閉鎖する。
　　ただし、造り付け家具、押入れ等の扉は開放したままとする。
測定　測定は、次のイからロによる。
　イ）測定は、「閉鎖」の状態のままで行う。
　ロ）測定時間は、原則として２４時間とする。但し２４時間測定が行えない場合は、８時間測定（１０時３０分～１８時３０分）とする。
　測定位置は、室中央付近の床から１．２ｍ～１．５ｍの高さとする。

	㉘	完成時の提出書類

⊙高山市ホームページに指定する。
⊙完成図（施工図、施工計画書を除く）　※新規に作成　・既存完成図を修正
　記載内容について、監督職員と協議する。
　完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ）
⊙保全に関する資料（提出部数　※２部　・各　部）
・施工図
　本工事に係る施工図の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。
　提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（１部）とする。ただし、製作図で原図として提出ができないものは、原図にかわるものとしてよい。

	㉑	完成写真

下記のものを監督職員に提出する。ただし、原板は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ（mm）
⊙カラー　※キャビネ版 ※べた焼	外部（　）内部（　）	※2　・6	※100×125以上 ・
（他に外観正面1カットのみ5枚（カラーキャビネ版）提出）			
※カラー半切木製パネル 324×400（mm）	外部（　）内部（各室② その他監督職員の指示による	※ 2	
⊙電子データ	外部（　）内部（　）	※ 2	※200万画素以上 ※300dpi以上

100×125以上の原板を使う場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。
電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※監督職員の承諾する撮影業者（ただし､建築完成写真撮影の実績のある業者とする。）

	22	設備工事との取合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

	㉓	設計ＧＬ

※図示　　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ

	㉔	工事写真

・「営繕工事電子納品要領（令和３年改訂版）」による。

章		項	特記事項
②仮設工事	1	工事現場仮囲い	現場仮囲い　・ナイロンロープ張り　・木製仮囲い　・鋼製仮囲い　・しない
	2	監督員事務所 (2.3.1)	監督員事務所の概要 ・設ける（　㎡程度）　・設けない ・備品等（・冷房　・暖房　・冷暖房　・机、椅子　・WiFi通信　・　）
	3	受注者事務所等	受注者事務所等　・敷地内へ建てることができる。　・できない
	4	工事用水 (2.3.1)	構内既存の施設　・有償で利用できる　・無償で利用できる　・利用できない （副メーター設置等）
	5	工事用電力	構内既存の施設　・有償で利用できる　・無償で利用できる　・利用できない
	6	引渡しまでの 光熱水費	光熱水費　・本引込みより引渡しまでの基本料金　※受注者負担　・別途 ・本引込みより引渡しまでの使用料金　※受注者負担　・別途
	7	安全対策	
	8	足場その他 (2.2.4)	※組足場を設ける場合は，「「手すり先行工法に関するガイドライン」について　」（厚生労働省平成21年 4月）の手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし，足場の組立，解体，変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行う。
	9	現況確認	工事の着手に先立ち，関係者立会いのうえ図面に基づいて敷地や周辺の状況及び高低差などを確認する。
	10	工事現場の表示 (2.3.1)	現場の見えやすい位置に，監督員が指示する次の表示板（1200mm×900mm以上）を設置する。 ※工事名称，発注者等を示す表示板　・工事概要等の説明看板 ・発注者が提供する完成予想パース
③土工事	1	埋戻し及び盛土 (3.2.3) (表 3.2.1)	種　別　・Ａ　種　※Ｂ　種　・Ｃ　種　・Ｄ　種 ・リサイクルプラントが販売する処理土 Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督員と協議の上、六価クロム溶出試験を行う。
	2	建設発生土の処理 (3.2.5)	※構外搬出適切処理（再資源化処理施設へ搬入する）　・構内指示の場所に敷きならし ・構内指示の場所に堆積　・構外指示の場所に処分
	3	建設発生土処分先 (3.2.5)	※当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所　関係法令等に従い，適切に処理する公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出先は，処分状況が確認できるよう，写真撮影を行うとともに，計量伝票等を報告書にまとめ監督員に提出する。
④地業工事	1	基礎	基礎の種類　・ベタ基礎　・布基礎　・独立基礎　・構造設計標準仕様書 4章 (1)直接基礎による ※直接基礎（　・地盤改良（　・表層改良　・鋼管改良　・柱状改良　・　）） 支持地盤の位置及び種類（ラップルコンクリートの底面位置含む） ※構造図による 支持地盤の設計地耐力　KN／㎡ ・杭基礎　・構造設計標準仕様書 4章 (2)杭基礎による 支持地盤の位置及び種類（基礎ぐいの先端位置含む） ※構造図による（試験杭位置含む）
	2	試験及び報告書 (4.2.2～4.2.4)	試験杭　位置，本数及び寸法　・最初の１本　・図示による 杭の載荷試験　※行わない　・図示による 地盤の載荷試験　※行わない　・図示による
	3	既製コンクリート (4.3.2)(4.3.6)	設計支持力　KN／本（φ　） 杭地業 支持力の算定方法　※平成１３年国土交通省告示第１１１３号による。 支持地盤の位置及び種類　※図示による　・ 杭の水平方向への位置ずれの精度　※図示による　・

杭の種類の記号	・ＰＨＣ杭		
杭の種類	遠心力高強度プレスト レストコンクリート杭		
規格・材質など	・JIS規格品　・評価品 ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種		
長さ（m）			
断面寸法（mm）			
長期設計支持力(KN／本)			
継手工法	・なし　・あり（　箇所）		
	・アーク溶接　・無溶接継手（　）		
先端部形式及び形状	・開放形　・閉そく平たん形		

(4.3.7)　杭頭の処理　※行わない　・行う
工法
(4.3.4)　・セメントミルク工法
　支持地盤への掘削深さ　m　根入れ深さ　m
(4.3.5)　・特定埋込杭工法　定められた条件に基づく責任施工とする。
　・プレボーリング拡大根固め工法
　・中堀り拡大根固め工法
　・回転根固め工法

	4	場所打ち コンクリート杭地業 (4.5.1)(4.5.2) (4.5.4)

施工管理技術者　※適用する　・
工法　・アースドリル工法　・リバース工法
　・オールケーシング工法　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
　・拡底杭工法　・

	鉄筋（4.5.3）	鉄筋の種別　※５章「鉄筋工事」による。 帯筋　※図示による　・ 最小かぶり厚さ　・100 mm　・125 mm　・　mm
	コンクリート (表4.5.1)	設計基準強度 Ｎ／mm² コンクリートの種別　・Ａ　種　・Ｂ　種 構造体強度補正値(S)　※図示による　・３Ｎ／mm² 孔壁の測定　孔壁の超音波測定　・適用する　・適用しない

	5	砂利及び砂地業 (4.6.3)(4.6.2)

厚さ（mm）　※60　・100　・　・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による
材料　・直接基礎　※切込砂利又は切込砕石
　・その他　※再生クラッシャラン
　・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による

	6	捨コンクリート地業 (4.6.4)

厚さ（mm）　※50　・30　・　・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による

	7	床下防湿層 (4.6.5)

材料
　・ポリエチレンフィルム　厚さ（mm）　※0.15 mm　・

	8	断熱材

断熱材
　※ 19章「内装工事」９項「断熱材」による。

章		項	特記事項
⑤鉄筋工事	1	鉄筋の種別 (表5.2.1)	※JIS G 3112 のJIS表示認証製品 鉄筋の種別　・下記表による　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による

類別	種別	径（mm）
異形鉄筋	・ SD295	Ｄ16以下
	・ SD345	Ｄ19以上
丸鋼	・ SR235	

	2	溶接金網 (5.2.2)

※JIS G 3551 のJIS表示認証製品
溶接金網　・下記による　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による
　網目の形状，寸法及び径（mm）　・

章		項	特記事項
			施工場所（　）
	3	柱・梁の鉄筋の継手 (5.3.4)	鉄筋の継手　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による ・ガス圧接（SD295は不可）　・重ね継手　・機械式継手　・溶接継手 継手位置　※鉄筋工事仕様書による。　・各部配筋参考図　・
	4	梁貫通孔補強	貫通孔補強　※鉄筋工事仕様書による。　・各部配筋参考図　・
	5	圧接完了後の検査 (5.4.9)	検査方法　※超音波深傷試験　・引張試験
	6	柱の帯筋	柱の帯筋　・構造設計標準仕様書 5章 (2)柱の帯筋(HOOP)の加工方法による ・組み立ての形はＳＰ形とする。（鉄筋工事仕様書による） ・Ｈ型（タガ型）　・Ｗ型（溶接型　・Ⅰ形　・Ⅱ形　・Ⅲ形）　・丸形 ・構造図による
⑥コンクリート工事	1	コンクリートの強度 (6.2.2)(6.2.4) (表6.2.2)	コンクリート　・構造図による　・構造設計標準仕様書 2章 (1)コンクリートの表による ※普通コンクリート

設計基準強度 Fc（N／mm²）	スランプ （cm）	適用箇所
※　21	18	
・　21	15	

(6.10.1～6.10.4)　※軽量コンクリート

設計基準強度 Fc（N／mm²）	種類	スランプ （cm）	適用箇所
	・１種　・２種		

※構造体コンクリートの強度は，材令91日において設計基準強度以上とする。
※屋根床版のスランプは 15 cmとする。

	2	コンクリートの類別 (6.2.1)(表6.2.1)

※ Ⅰ 類　・ Ⅱ 類

	3	水セメント比 (6.3.2)

※最大値は65%とする（低熱ポルトランドセメント及び混合セメントＢ種の場合は60%）

	4	コンクリート 中の塩化物量 (6.3.2)

※0.30kg／m³以下

	5	コンクリート のアルカリ総量 (6.5.4)

・アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し，
　コンクリート中の総アルカリ量を 3.0 kg／m³ 以下とする。

	6	コンクリート の仕上り (6.2.5)(表6.2.3) (6.9.6)

打放し仕上げの種別
※合板せき板を使用する場合

種別	せき板の種類	表面・せき板の程度	適用箇所
・ Ａ種	ＪＡＳ（表面加工品）	表6.2.4	※ 図示　・
※ Ｂ種	ＪＡＳ　Ｂ－Ｃ	表6.2.4	・
・ Ｃ種	ＪＡＳ　Ｂ－Ｃ	表6.2.4	・

	7	コンクリートの材料 (6.3.1)

セメント　※普通ポルトランドセメント　・混合セメントA種
混和材料　※ＡＥ剤，ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤（ＪＩＳ　A6204）
　※フライアッシュ（ＪＩＳ　A6201）Ⅰ種，Ⅱ種若しくはⅣ種
　※高炉スラグ微粉末（ＪＩＳ　A6206）
　※シリカフューム（ＪＩＳ　A6207）又は膨張材（ＪＩＳ　A6202）

	8	コンクリート 製造工場の選定 (6.4.1)

※コンクリート製造工場の選定は，監督員の承諾を受ける。

	9	強度 (6.3.2)(表6.3.2)

構造体強度補正値　Ｓ（Ｎ／mm²）

セメント	地域	4～10月 全て	11月 上旬	11月 中旬	11月 下旬	12月 上旬	12月 中旬	12月 下旬	1月 上旬	1月 中旬	1月 下旬	2月 上旬	2月 中旬	2月 下旬	3月 上旬	3月 中旬	3月 下旬
普通ポルトランドセメント	一般地域	3.0	6.0														3.0
早強ポルトランドセメント	北部地域	3.0							6.0						3.0		
	その他	3.0							6.0						3.0		

・一般地域：
・北部地域：
・その他　：

	10	暑中コンクリート (6.12.1～6.12.4)

※日平均気温の平年値が25度を超える期間にコンクリートを打ち込む場合
　構造体強度補正値　Ｓ（Ｎ／mm²）　6.0　Ｎ／mm²

	11	寒中コンクリート (6.11.1～6.11.6)

適用期間（　）

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図名	建築工事特記仕様書-2		
縮尺	―	番号	21　枚の内 D002号
設計年月日	令和７年８月		
設計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

建築工事特記仕様書 No.3/3

章	項		特記事項
21 排水工事	1	排水管 (21.2.1)	・硬質ポリ塩化ビニル管 （ ※ＶＵ ・ＶＰ ） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（ＲＳ－ＶＵ） ・遠心力鉄筋コンクリート管（※外圧管Ｂ形） １種
	2	排水桝 (21.2.2)	排水桝の種類 ・コンクリート現場打ち桝 ・コンクリート既製桝 ・樹脂製溜め桝
	3	埋戻しに用いる材料 (表3.2.1)(21.2.3)	埋戻しに用いる材料の材種 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種
	4	桝蓋	桝蓋の仕様 ・グレーチング 材質 （ ・スチール ・ステンレス ） 耐荷重： t ・マンホール （ ・ＭＨＡ ・ＭＨＢ ） ・鉄板 （ ｔ＝ mm ） ・既製コンクリート板 （ ｔ＝ mm ） ・樹脂製 （ ） ・ ・
	5	溝蓋	・グレーチング 材質 （ ・スチール ・ステンレス ） 耐荷重： t ・鉄板 （ ｔ＝ mm ） ・既製コンクリート板 （ ｔ＝ mm ） ・ ・
22 舗装工事	1	路床 (22.2.2)	遮断層 ※適用しない ・適用する（ 厚 mm ） フィルター層 ※適用しない ・適用する（ 厚 mm ） (表3.2.1)(22.2.3) 路床安定処理 ※適用しない ・ 路床の盛土材料 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 (22.2.5) 路床の試験 ＣＢＲ試験 ・行わない ※行う 路床締固め度の試験 ・行わない ※行う 砂の粒度試験 ※行わない ・行う
	2	路盤 (22.3.2) (22.3.3) (22.3.5)	路盤の構成 ・車道部：100，歩道部：100 ・図示による 材料 ・砕石クラッシャラン ※再生材クラッシャラン ・クラッシャラン鉄鋼スラグ ・ 締固め度の試験 ・行わない ※行う
	3	アスファルト舗装 (22.4.2) (22.4.3)	舗装厚 車道部 ・50（基層なし） ・ 歩道部 ・30 ・ アスファルト ・再生アスファルト ・ストレートアスファルト 加熱アスファルト混合物等の種類 表層 ※密粒度アスファルト混合物(13) ・ 基層 ※粗粒度アスファルト混合物(20) ・ シールコート ・行う ※行わない (22.4.6) 切り取り検査 ※行う（ 箇所） ・行わない アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
	4	コンクリート舗装 (22.5.2) (22.5.3) (22.5.6)	コンクリート舗装の仕様 舗装厚 ・ コンクリート ・ 目地材 ・ 溶接金網 ・使用する(150□×6φ) ・使用しない コンクリート版の厚さの試験 ・行う ・行わない
	5	カラー舗装(22.6.2)	舗装厚及び種類 ※アスファルト混合物 車道部 ・50（基層なし） ・ 歩道部 ・30 ・ 切り取り検査 ※行う（ 箇所） ・行わない
	6	透水性アスファルト舗装 (22.7.2)	舗装の構成及び厚 車道部（ポリマー改質アスファルトⅠ型） ・50 歩道部（ストレートアスファルト） ・30
	7	ブロック系舗装 (22.9.2～5)	・インターロッキングブロック舗装 基層 ・コンクリート舗装 クッション材 ※砂 ・から練りモルタル 種類，形状 ・ 製造所
	8	区画線	路面標示用塗料 ・１種 ・２種 ※３種１号 色 ※白 塗布幅 ※図示 塗布厚さ ※１．０

章	項		特記事項
23 植栽工事	1	植栽地の確認 (23.1.3)	土壌の水素イオン濃度，水溶性塩類等の試験 ・行う ※行わない
	2	植栽基盤 (23.2.2) (表23.2.1)	植栽基盤 ・適用する ・適用しない（ただし，芝及び地被類の植栽の場合は整備する） 有効土層の厚さ（cm）

	樹木				芝，地被類
	高木			低木	
樹高	12m以上	7～12m	3～7m	3m未満	
有効土層	※100 ・	※80 ・	※60 ・	※50 ・	※20 ・

工法	樹木	※Ａ種	・Ｂ種	・Ｃ種 ・Ｄ種
	地被類	・Ａ種	※Ｂ種	・Ｃ種 ・Ｄ種
土壌改良材	※バーク堆肥	・汚泥発酵肥料（下水コンポスト）		

章	項		特記事項
	3	支柱材	支柱材 ※杉の焼丸太 ・竹
	4	芝	種類 ※コウライシバ ・ノシバ
	5	新樹木，芝 地被類の枯補償	新樹木の枯補償期間 （ ※１年 ・ 年 ） 芝，地被類の枯補償期間 （ ※１年 ・ 年 ）
	6	移植樹木の枯損処理	移植樹木の枯損処理を行う期間 （ ※１年 ・ 年 ）
	⑦	既存樹木の伐採	⊙敷地内の樹木の伐採は伐根も含むものとする
	⑧	既存樹木の再利用	⊙ヒマラヤスギの一部は指定場所への搬入とし、施設内の家具等へ再利用とする ⊙伐採木はチップ材として再利用とする

章	項		特記事項
24 追記事項	①	建設機械	１）本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成16年9月24日国土交通省告示第1151号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。 ２）本工事においては、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日国総施第225号）に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。
	②	軽微な変更等	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法等の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合の請負金額の変更は行わない
	③	下請契約	本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、当該契約の相手方を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。 下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。
	④	事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に提出する。
	⑤	重点監督対象工事	当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その取扱いによるものとする。
	6	経年検査	建築竣工引渡後１年が経過した時点において係員立合のもとで１年検査を行い、工事不良の為生じたと認められる損害等についても、係員の指示に従い改修しなければならない。 なお、その費用については請負者の負担とする。
	⑦	損害保険	工事中出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを監督職員に提出する。 １）損害の補填条件 a.火災、落雷、爆発又は破裂 b.台風、旋風、暴風、暴風雨の風災 ２）保険金 原則として請負金額とする。 ３）保険の期間 保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後１４日までとする。 ４）協議 この取扱いにより難い事項については、必要に応じて請負者は、監督職員と協議するものとする。
	⑧	実施状況の提出について	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、事前に計画書を提出し監督職員の確認を得た上で実施し、実施後に実施報告を提出することができる。
	⑨	工事着手前協議について	１）本工事の受注者は、契約後１～２週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。 ２）協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。 ３）協議に当たって、発注者側は監督員及び担当係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。 ４）協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・担当係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。
	⑩	電子メールの利用	本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。
	⑪	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ車両の適正燃料の使用について	１）ディーゼルエンジンを動力とする車両にはＪＩＳ規格の軽油を使用すること。 ２）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。
	⑫	工事書類の簡素化	１）実施にあたっては「工事書類簡素化要領」（技191号平成22年6月30日改正）に基づいて実施すること。
	⑬	提出書類等	高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することができる。
	⑭	施工中の安全確保	１）「建築基準法」「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」に従うとともに「建築工事安全施工技術基準指針」を参考に施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 ２）安全委員会の組織を構成するとともに、「日常活動（安全朝礼・ミーティング・ＫＹ活動工事打合せ等）」及び「月例行事（安全パトロール・安全協議会・安全大会等）」の実施と記録を行う。
	⑮	週休２日制の導入	本工事は、完全週休2日制を原則とした、週休2日制工事（現場閉所）とする。 詳細は、「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」に従う。

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図 名	建築工事特記仕様書-3		
縮 尺	—	番 号	21 枚の内 D003号
設計年月日	令和７年８月		
設 計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士 第266975号 門 秀樹		
高 山 市			

解 体 工 事 特 記 仕 様 書

A　共 通 事 項

01　適　用　基　準

○ この特記事項以外は下記に準拠する。

○ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 同解説
最新版（以下「解体共通仕様書」という。）

B　留 意 事 項

01　発 生 材 処 理

○ ＰＣＢの混入が疑われる機器．材料については監督員と協議の上、適正に処理する。
○ 引渡しを要するものは監督員の指定する場所に整理しリストを作成の上施設管理者へ引渡す。又
引渡しを要しないものは全て場外に搬出し下記の建設廃棄物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。

02　建 設 廃 棄 物

○ 労働安全衛生法　大気汚染防止法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ダイオキシン類対策特別処置法　建築リサイクル法
○「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」　「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の
規定を尊守し適切に処理する。
○ 解体及び廃棄物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。
○ 混合物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。
○ 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。

03　再資源化施設への搬出

○ コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　○ 木屑　・　石膏ボード屑
○ 鉄・アルミ・ステンレス屑　・ ガラス・陶磁器屑　○ 繊維屑　・ プラスチック類

C　一 般 事 項

01　立 合 検 査

○ 下記の項目については、監督員の立合検査を受け、検査立合記録書に監督員の記名捺印を受けなく
てはならない。
・ 各種製品検査　・ 各種仕上検査　・ 工事中間検査及び竣工検査　○ アスベスト撤去前

02　下 請 業 者 の 承 認

○ 請負者は工事に先立ち、各下請業者、各職種別下請人名簿、使用材料の一覧表を監督員に提出し
承認を得てから施工及び製作に着手すること。
○ 本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を高山市内に本店(建設業法(昭和24年
法律第100号)に規定する主たる営業所含む)を有する者の中から選定するよう努めること。
○ 下請け業者の選定に当っては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。

03　設 計 図 書 と の 差 異

○ 本設計図書は、既存建物の新築時に於ける設計図書に基づいて作成されている。従って新築時
の納り、取合いによる変更等により既存建物の状態と本設計図書との間に差異が生じ、本設計
図書による施工が困難な場合は、監督員と協議の上その指示に従う。

D　仮 設 工 事

01　仮 設 計 画

○ 設計図書中の配置図を元に施工し、事故防止・安全管理に努めること。
○ 建物位置と敷地との相対関係、資材搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安
全計画書等を作成し、監督員の承認を受けること。
○ 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑を掛けないよう配慮すること。
○ 進入経路に安全係員(1週間/1人程度)を配備すること。
○ 仮囲いは第三者の侵入がないように、足元の隙間なきように設置する。
○ 手すり先行足場工法による足場を採用すること
○ 隣接建物の利用に配慮し、防塵・防音に最大限の努力をすること。

02　解 体 ・ 撤 去 ・ 移 設

○ 解体作業時には散水養生を充分に行い、粉塵の飛散を極力少なくする対策をとること。解体作業に
おいて飛散防止に解体養生が必要な箇所ができたときは、請負者の責任において速やかに
対処すること。
○ 工事の着工に先立ち、一時撤去品・移設品の有無について他の関連工事を充分に確認し監督員の
指示に従い移設時期を協議調整の上、工事に取り掛かること。
○ アスベスト含有建材の使用部分を事前に調査確認しその撤去処分について施工計画書に明記する。
（別図 Ｄ０１２図　仕上の記載に留意のこと）
○ 施工中にアスベスト含有が確認された場合は監督員と協議の上適正に処理する。
・ 鋼製焼却炉については　事前にダイオキシン類に関する空気中濃度測定及び汚染物のサンプリング
調査を実施し　ダイオキシン類のばく露防止処置を適正に行って解体処分する。

03　保 護 設 備

○ 本工事の施工に当り、既設諸施設、隣地建物、工作物及び通行人に対して損害等を与えないように
必要な保護設備を計画し、監督員及び関係者の承認を受けて完全な実施を期さなくてはならない。
万一損害を与えた時は、すみやかに応急手当及び復旧工事をするものとし、これに要した費用
は請負者の負担とする。

04　現 地 調 査

○ 既存設備の詳細について現地調査を行い、現状図にて施工上の留意点を明確にすること。
アスベスト成形板の事前調査は、E撤去工事 08アスベスト成形板の定義による。

05　掃 除 復 旧

○ 工事完了後に全体の清掃を行い、工事中の破損箇所は原形復旧すること。
○ 本工事により公道等の工事による損傷部分は完全に復旧すること。又、現場侵入経路となる公
道及び構内の舗装が破損した場合は原形復旧し、維持管理等の費用は請負者の負担とする。尚、
公道復旧の要領は管理官庁の指導を受けること。
○ 工事過程において、既設諸施設に損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧を行う。

06　安 全 点 検

○ 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。

07　そ の 他

○ 本工事は隣接の公園施設を使用しながらの工事であるため、運営に支障ききたさぬように万全をきす
こと。又、工事日時、停電、断水等は事前に監督員・関係者と協議し、業務に支障のないようにすること。
○ 工事施工にあたっては「騒音規制法」「振動規制法」「岐阜県公害防止条例」等の規定に遵守し、
低騒音・低振動型の重機を使用し、騒音・埃・運搬等により付近の住民に迷惑を及ぼさないよう
対策を充分に講ずること。

○ 関係法　　ＰＣＢ廃棄物特別処理法　フロン回収破壊法　家電リサイクル法　石綿障害予防規則
廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要領
○ 蛍光灯ランプについては、産業廃棄物として適切に処分する。
○ 設計図書に記載がなくても工事上の措置の必要性が発生した場合は監督員と協議し速やかに対処
すること。その費用については請負の負担とする。
○ 構造物撤去後は整地までは行わないが、土砂の崩れ等の危険性の無いよう、地面勾配などに配慮すること

E　撤 去 工 事

01　一般事項

本工事は、既設建物の改修について記するものであり、本章に記載なき事項は設計図書により全章
各工事に準拠し入念に施工する。

02　施工範囲

特記、設計図書及び指示する範囲とする。改修しない部分との取り合い部分、その他ではつり及び
工事の都合により破損させた箇所は、請負者の負担で完全に補修する。

03　既設外壁撤去等

騒音及びほこりの発生に十分配慮し養生を行うと共に、監督職員の承諾を受けて作業を進める。
既存モルタル等のはつり工事に使用する機種は、ビッグブレーカー手はつりを原則とし、その他の
機種の使用は監督職員との協議の上、決定する。
はつり工事において躯体に損傷を与えぬよう養生し、十分注意する。高所におけるはつり工事は、
養生シート等により発生材の飛散を防止する。

04　防音・防塵対策

既設　床・壁・天井等のはつり、撤去及び搬出による騒音・ほこり等については周辺の状況等を調
査、打合せの上、防音・防塵対策に努めること。

05　その他

解体については、上記指示の他必要に応じて調査報告書、解体施工計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。
※検査
当該撤去建物の廃棄物の内、石膏ボード、ケイカル板等の建材、外壁塗膜について、アスベスト含有の成形板の
可能性がある材料を撤去する際は、工事前に対象物毎に含有測定を行い確認をし監督員に報告を行うこと。
アスベスト含有物については、解体共通仕様書に基づき適切に撤去・処分を行うこと。
事前調査結果については、大気汚染法及び労働安全衛生法に基づき所管機関に適切に報告を行うこと。

06　アスベスト成形板の定義

アスベスト成形板
セメント、けい酸カルシウム等の原料に、アスベストを補強繊維として混合し、成形されたも
ののうち、アスベスト含有率が０．１重量%を超えるものをいう。
非飛散性アスベスト廃棄物
アスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。
非飛散性アスベスト廃棄物の区分
アスベスト成形板は、廃棄物になった際には、容易に大気中に飛散しない非飛散性アスベスト
廃棄物となり、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート
の破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2 条9 号）又は「ガラスくず、コンク
リートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」
（令第2 条7 号）に該当する。

本工事で該当するアスベスト建材（事前調査報告書有り:着工前に発注者より提供する）

位置	品目	使用室
公衆便所	ケイ酸カルシウム板第1種	軒天
スコアボード	サイディング	外壁

本工事で該当しない調査済み建材（事前調査報告書有り:着工前に発注者より提供する）

位置	品目	使用室
野球場	シート	追突保護マット
野球場	シート防水	本部席屋根
野球場	モルタル	観客席
公衆便所	サイディング	外壁
公衆便所	サイディング塗膜	外壁

本工事にてアスベスト含有分析調査を要する建材

位置	品目	使用室
管理事務所	有孔石綿ケイ酸カルシウム板	軒天
管理事務所	塩ビシート	室内床
管理事務所	石膏ボード	室内壁
管理事務所	岩綿吸音板	室内天井

解体作業レベル１～３の区分　　レベル３
廃棄物としての飛散性・非飛散性の区分　　解体状況により飛散性に準じた取り扱いとする。
※改修範囲外に使用されているアスベスト含有建材については、飛散しないと見なす。ただし、施
工上撤去等発生する場合については、監督員と協議の上必要な措置を講ずる事。

07　処理計画

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に処理方法について
具体的な処理計画を立てる。
処理計画書の作成に当たっては、次の点に留意する。
① 非飛散性アスベスト廃棄物の発生量
② 非飛散性アスベスト廃棄物からアスベストの飛散を防止する撤去方法
③ 現場内における分別方法
④ 収集運搬及び処分方法
施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たると
ともに、関係者に周知を行う。

処理計画書の記載内容
処理計画は文書化し、関係者に周知徹底すること。処理計画書には、次のような項目を記載する。
1）工事概要
① 工事名称、工事場所、工期
② 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物管理責任者名
③ 工事数量
④ 解体工事の請負業者名
2）非飛散性アスベスト廃棄物
① 発生量
② 撤去、分別、保管、収集運搬、中間処理、最終処分の方法
3）委託処理
① 産業廃棄物処理業者（収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者）の許可番号、
事業の範囲、許可期限等
② 処理施設の確認方法
③ 添付書類として、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物処理業の許可証の写し
なお、飛散性アスベストがあった場合は、非飛散性アスベストとは区分して、特別管理産業廃
棄物として取り扱うこと。

08　アスベスト成形板の解体

アスベスト成形板の撤去作業は、アスベスト成形板の破断面からのアスベストの飛散を極力抑える
よう次の作業手順で実施する。
撤去フロー
飛散防止養生、仮設足場　設置 ― 解体撤去、集積、搬出 ― 足場解体、清掃、養生撤去

現場の養生
撤去作業に先立って解体等現場の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置する。

アスベスト成形板等の撤去
撤去時は湿潤する等の飛散防止措置を講じ、除去物を強度のある袋に袋詰め等する。
アスベスト成形板の撤去後の措置
現場において、撤去後のアスベスト成形板の切断等は最小限とし、解体物の破砕に当たるよう
な作業を実施しない。
保管
排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物が運搬されるまでの間、当該廃棄物からアスベスト
が飛散しないように保管する。
収集運搬、中間処理の留意事項
(1) 収集運搬に当たっては、非飛散性アスベスト廃棄物からアスベストの飛散するおそれのないように行う。
(2) 他の廃棄物と混合することのないよう区分して収集運搬する。
(3) 運搬車両は、アスベストの飛散及び非飛散性アスベスト廃棄物の落下を防止する構造を有するものとする。

(4) 中間処理業者は、受入れの際に検査を実施し、非飛散性アスベスト廃棄物が分別されていることを確認する。

(5) 中間処理の作業の前後で保管する場合は、他の廃棄物と分けて保管し、飛散するおそれの無いようにする。

(6) 他の廃棄物と分別して、非飛散性アスベスト廃棄物のみを破砕等を実施する。
(7) 破砕の際は、破断面からアスベストが飛散しないよう適切な方法で実施し、併せて、飛散防止措置を講じる。

最終処分場の管理
非飛散性アスベスト廃棄物を受け入れる最終処分場においては、廃棄物の種類に応じて処分場の
適正な管理を行うため次のような措置を講じる。
(1) 受入要領をあらかじめ定め、非飛散性アスベスト廃棄物の処理受託契約に際し排出事業者に提示する。
(2) 受入れに際し非飛散性アスベスト廃棄物の量、積載状況等を確認する。
(3) 非飛散性アスベスト廃棄物は、最終処分場内に場所を定めて埋め立てる。
(4) 最終処分場管理者は、非飛散性アスベスト廃棄物の埋立場所、埋立量を記録し、保存する。

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	解体工事特記仕様書		
縮　尺	―	番　号	21　枚の内 D004号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

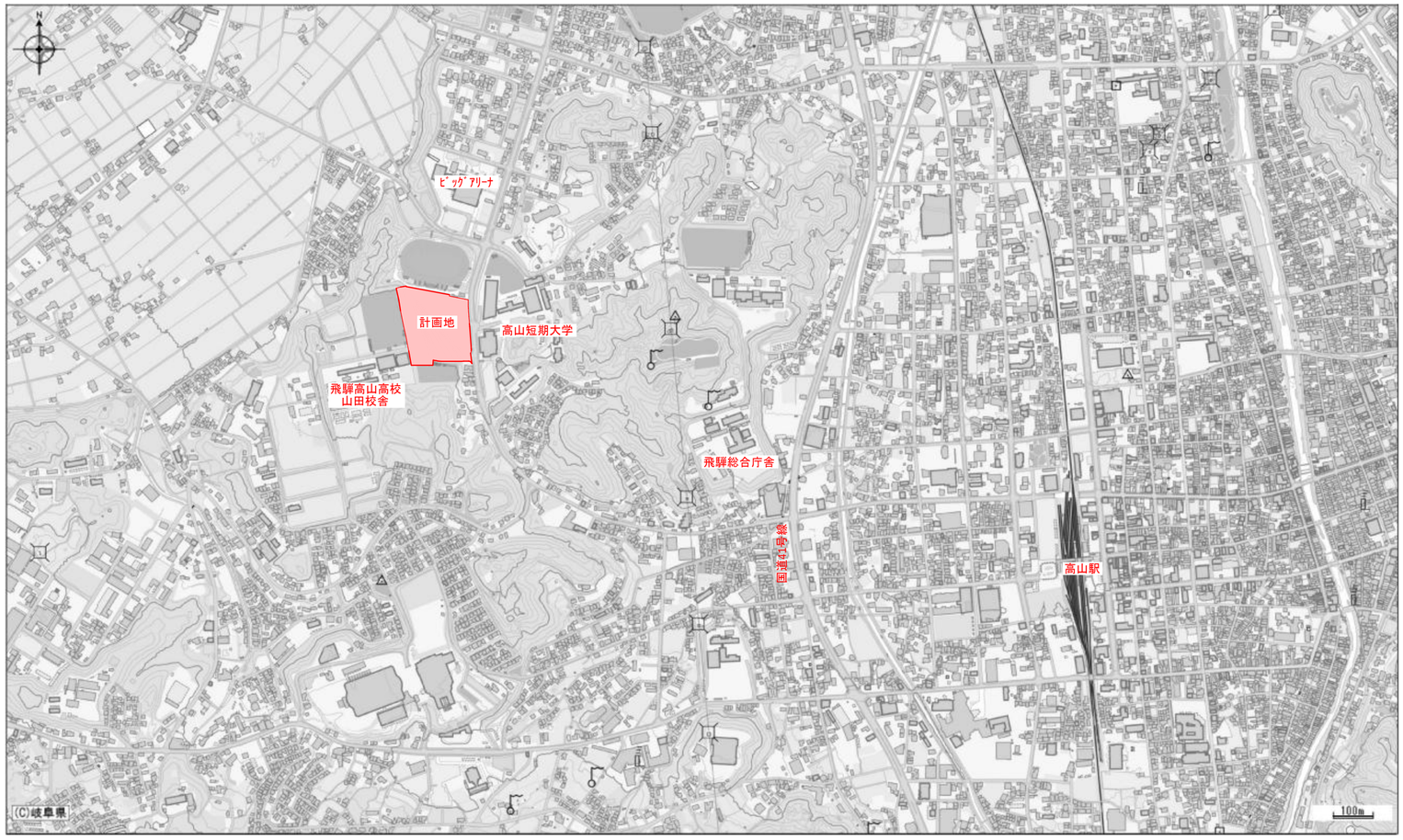

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	案内図		
縮　尺	1/10,000	番　号	21　枚の内 D005号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		
高　山　市			

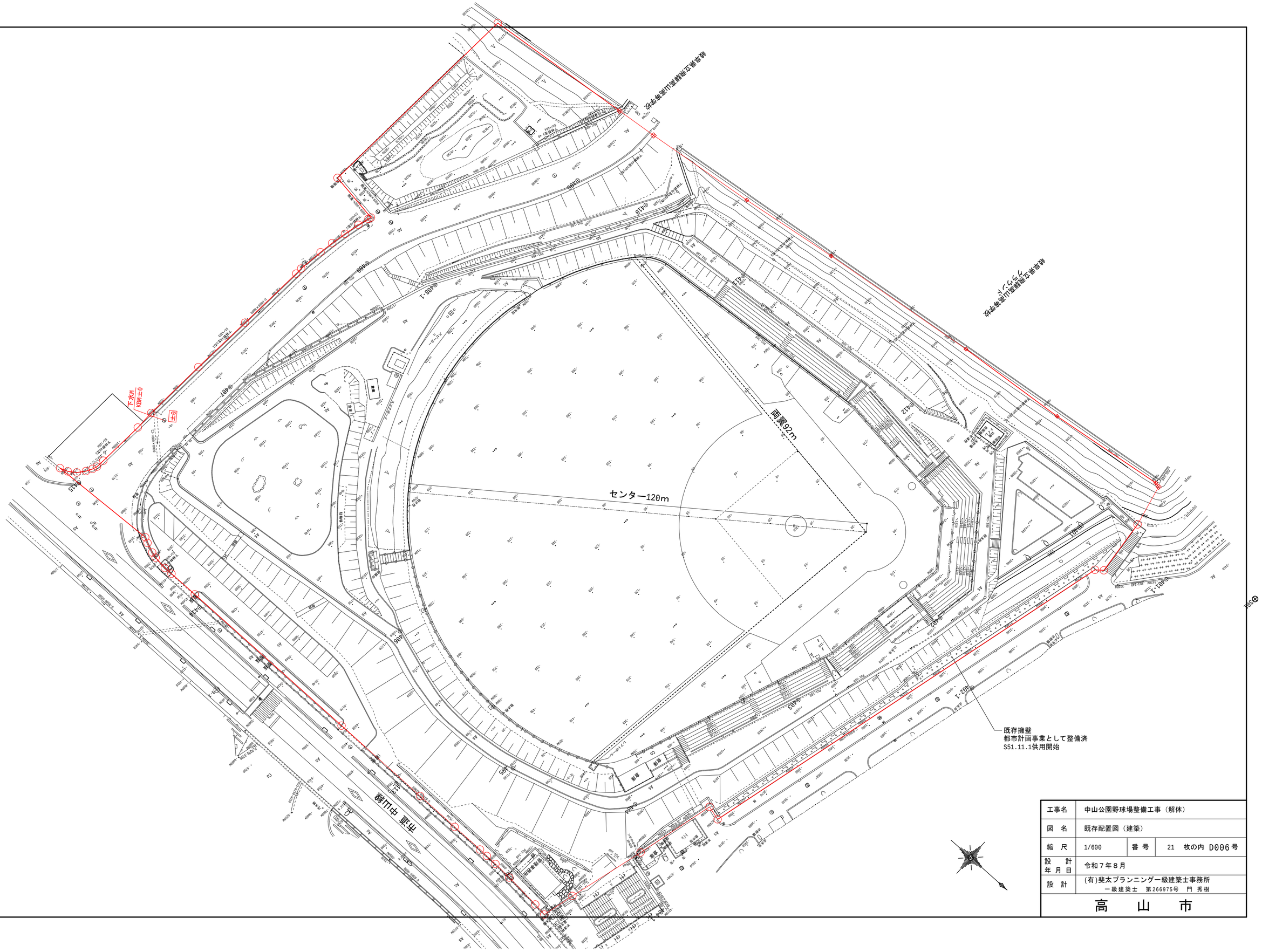

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存配置図（建築）		
縮　尺	1/600	番　号	21　枚の内 D006号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

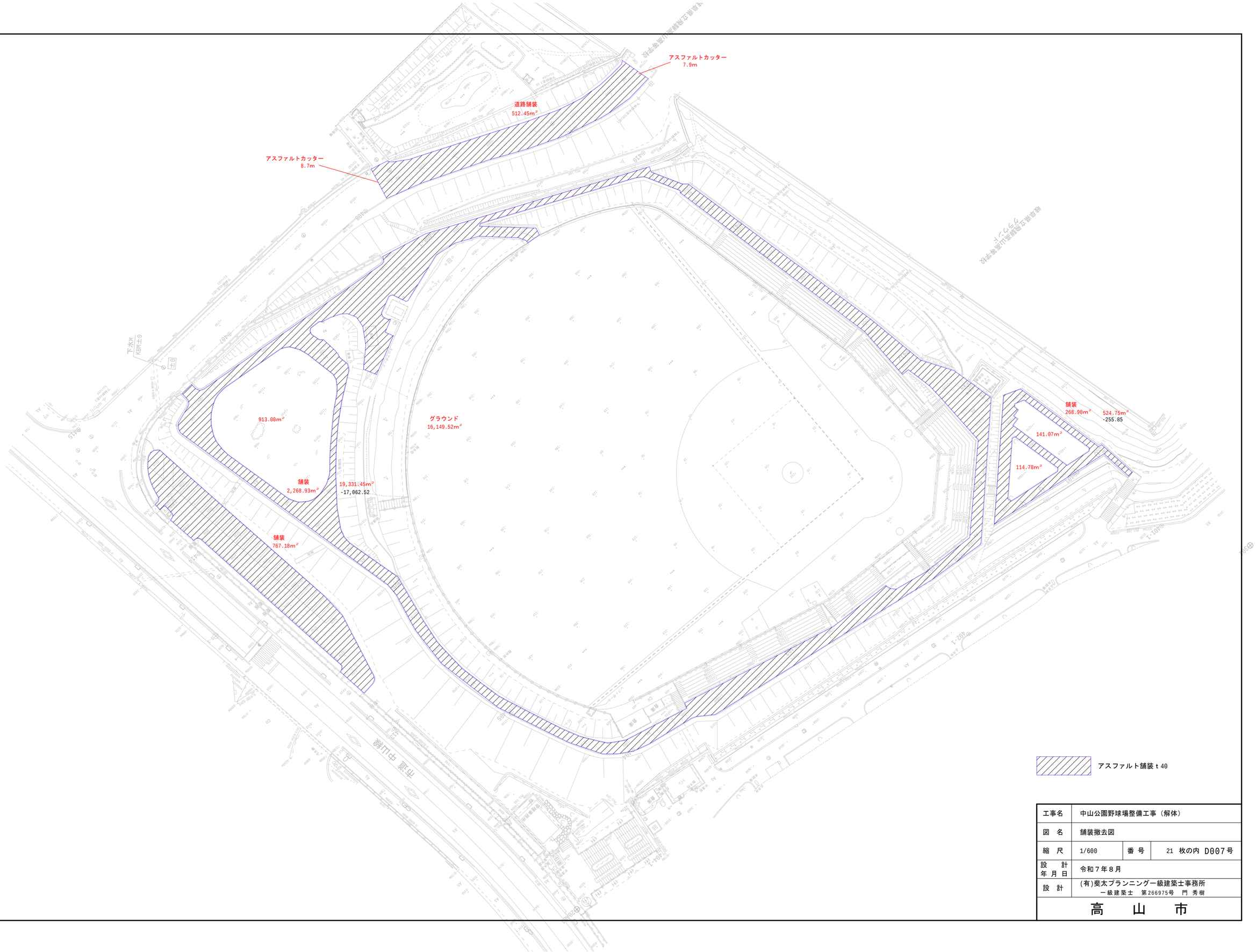

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	舗装撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21　枚の内　D007号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		
高　山　市			

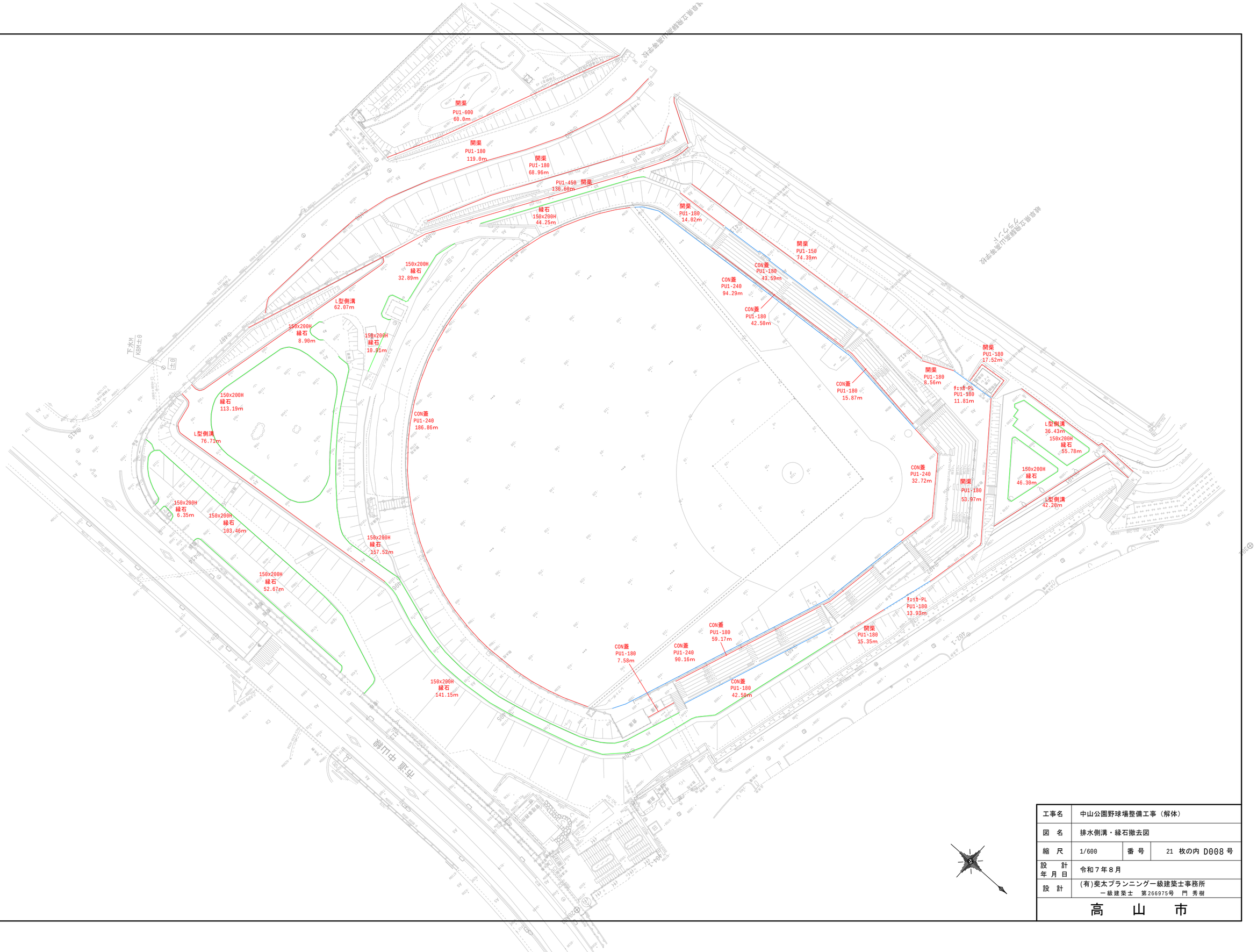

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	排水側溝・緑石撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21 枚の内 D008 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		

高　　山　　市

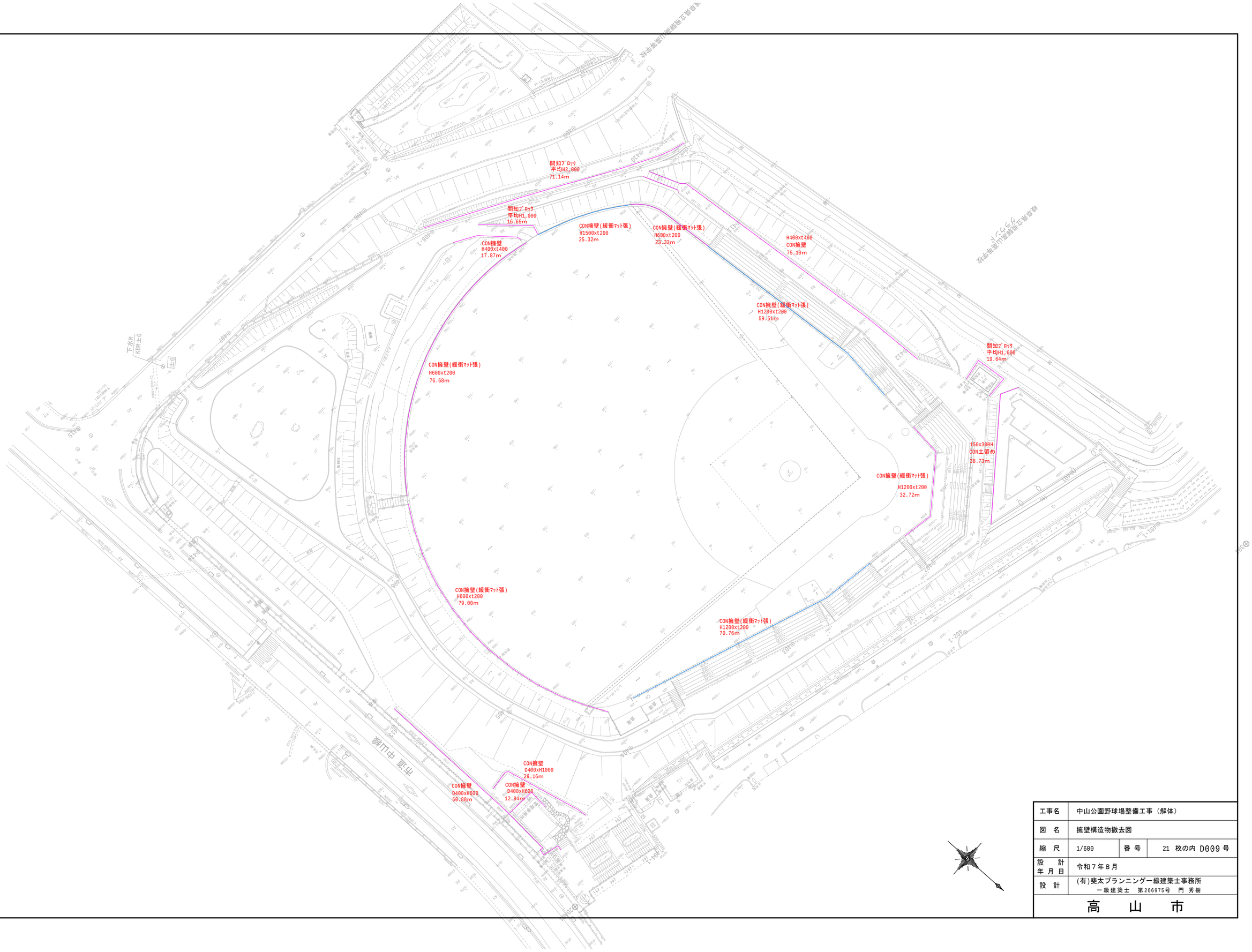

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	擁壁構造物撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21 枚の内 D009 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

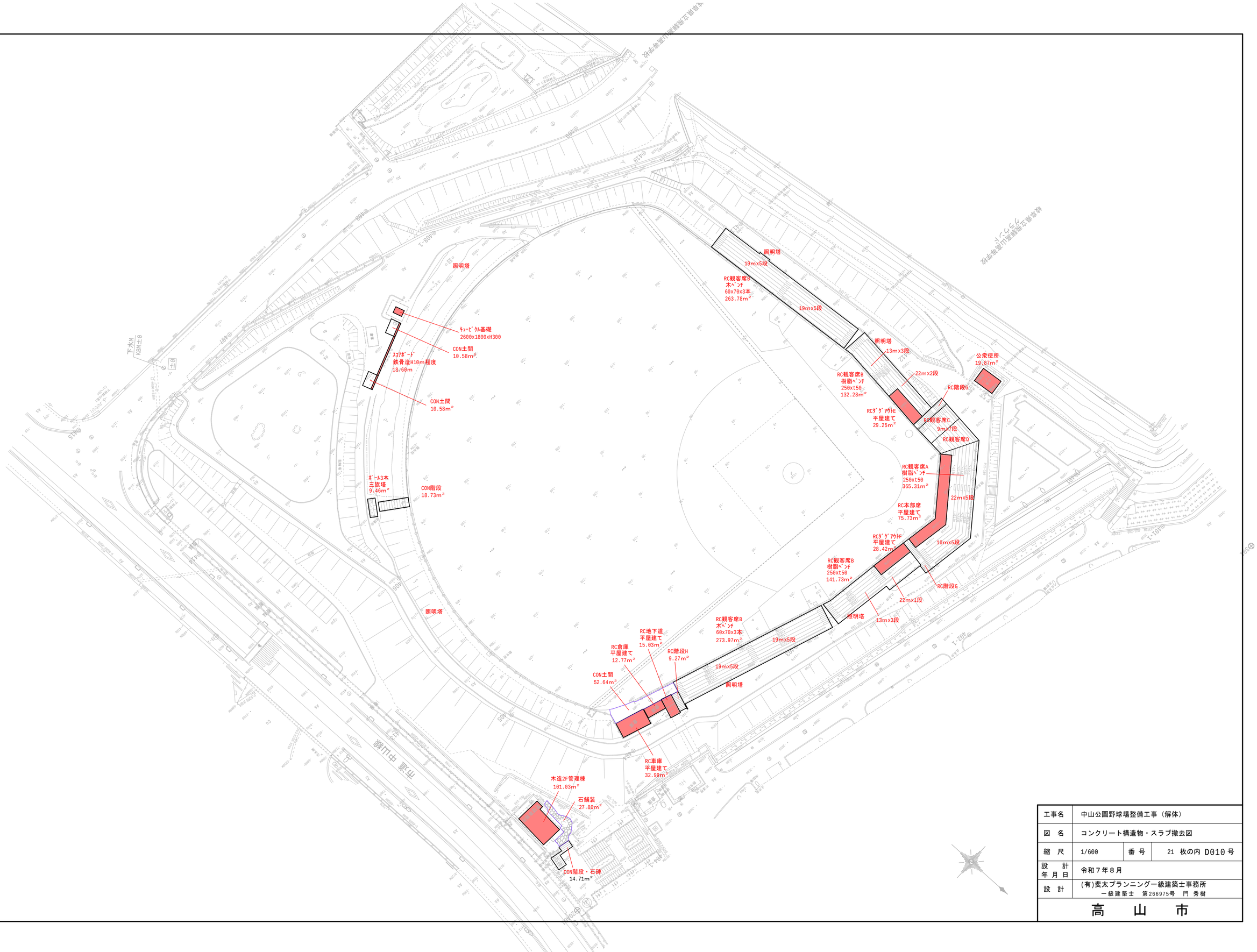

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	コンクリート構造物・スラブ撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21 枚の内 D010 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

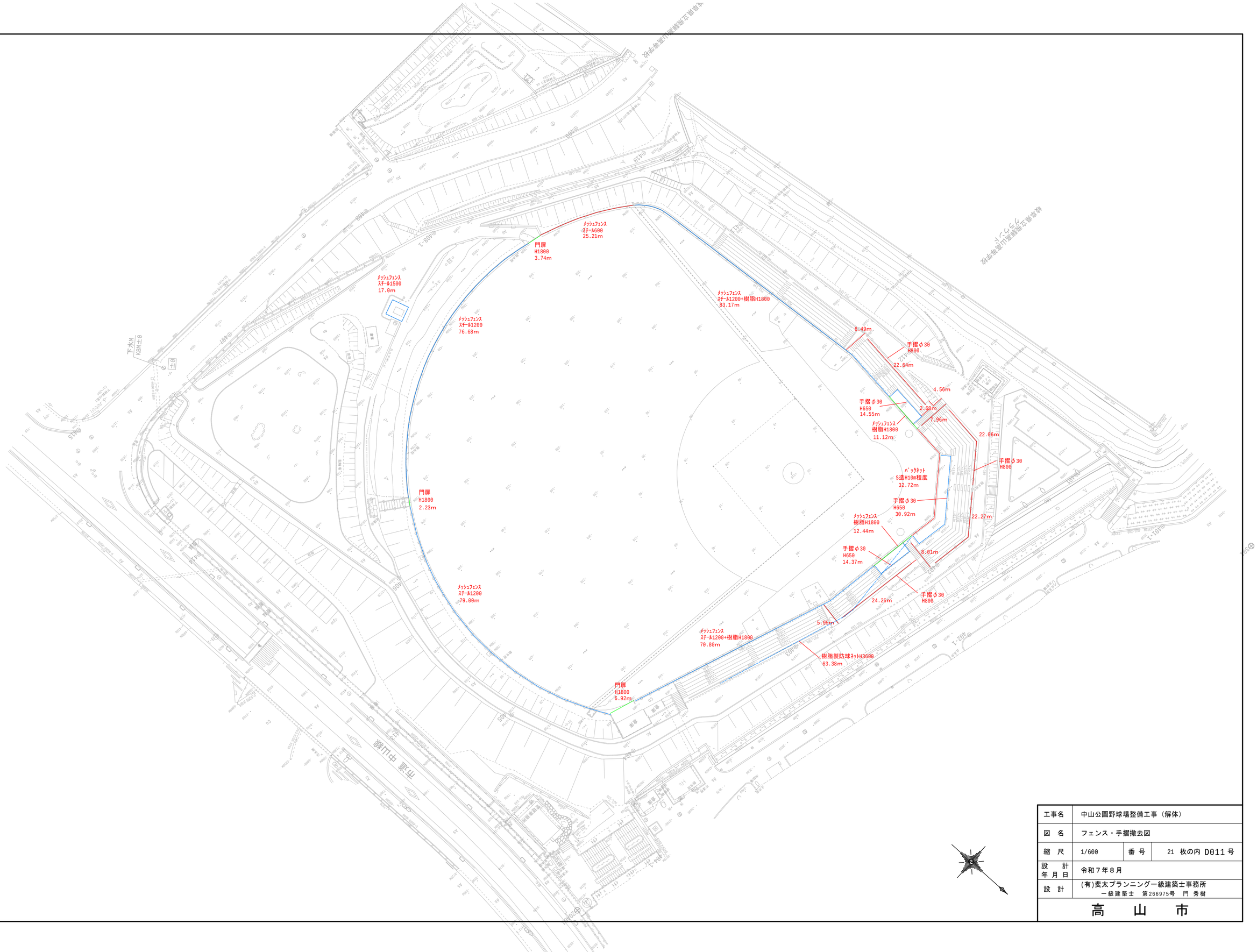

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	フェンス・手摺撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21 枚の内 D011 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

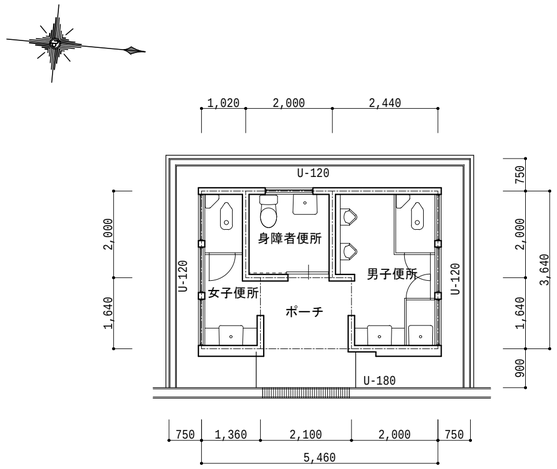

平 面 図 S=1:100

[建物概要]
用　途　公衆便所
構　造　木造　平屋建て　床下鉄筋コンクリート便槽
延床面積 19.87㎡（ 6.0坪）

[外部仕上]
屋　根　フッ素樹脂鋼板t=0.4 馳掛横葺（下地：コンパネt=12 ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ22kg）
外　壁　繊維混入セメントパーライト板(デザイン)t=16張り
　　一部フラット板t=12 複層塗材E
巾　木　モルタル刷毛引き仕上
軒　天　有孔石綿ケイ酸カルシウム板t=6(アスベスト含有) 目透し張り EP
建　具　軽量ｼｬｯﾀ1930X2250　木製建具FW6.8

[内部仕上]
床　　モルタル下地 カラー練込コンクリート塗り t=5
壁　　100角磁器質タイル張りH=1800 一部石膏ボードt=9 EP
天　井　有孔石綿ケイ酸カルシウム板t=6 目透し張り EP
　　天井高：H=2300　天井下地：木造　廻り縁：塩ビ
便　槽　鉄筋コンクリート造　有効 3420 X 5240 H=1290
建　具　引戸･トイレブース：ポリ合板フラッシュt=36 H=1800

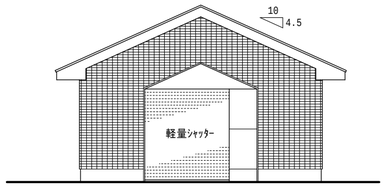

東 立 面 図 S=1:100

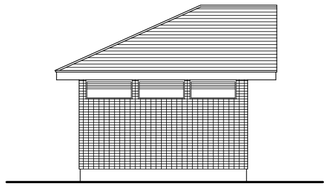

南 立 面 図 S=1:100

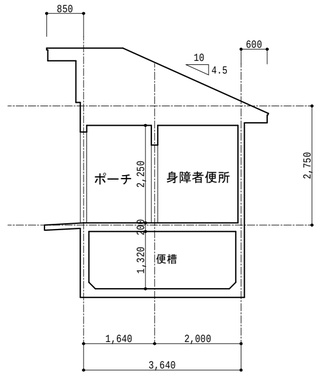

断 面 図 S=1:100

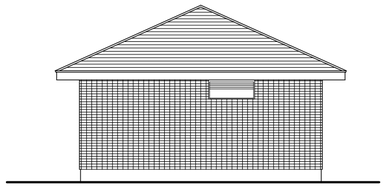

西 立 面 図 S=1:100

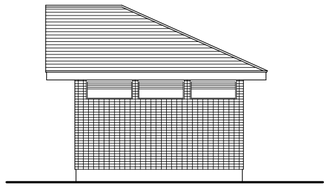

北 立 面 図 S=1:100

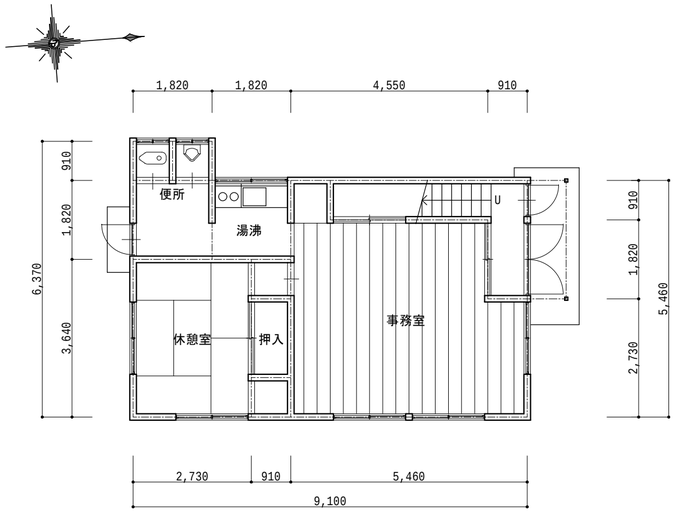

1 階 平 面 図 S=1:100

[建物概要]
用　途　管理事務所
構　造　木造　２階建て　鉄筋コンクリート布基礎
延床面積 101.03㎡（ 30.56坪）

[外部仕上]
屋　根　長尺カラー鉄板瓦棒葺き
外　壁　センチュリーボードt=18 アクリルリシン吹付
巾　木　モルタル刷毛引き仕上
軒　天　有孔石綿ケイ酸カルシウム板t=6 目透し張り EP
建　具　アルミサッシ

[内部仕上]
床　　(事務室･会議室)フローリング張り
　　(便所・湯沸)塩ビシート張り
壁　　石膏ボード張りt=12 ラフトン吹付
天　井　ロックウール吸音板張り（石膏ボード下張り）
　　天井高：H=2600　天井下地：木造　廻り縁：木製

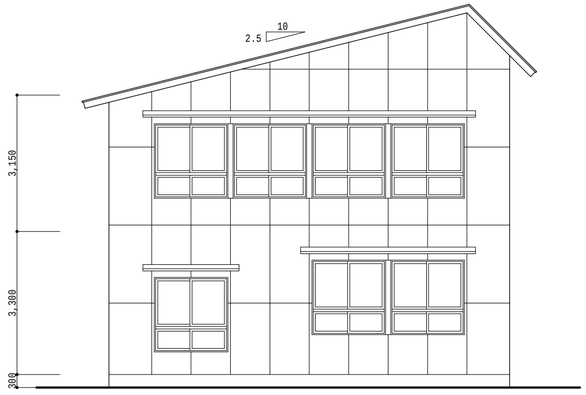

東 立 面 図 S=1:100

北 立 面 図 S=1:100

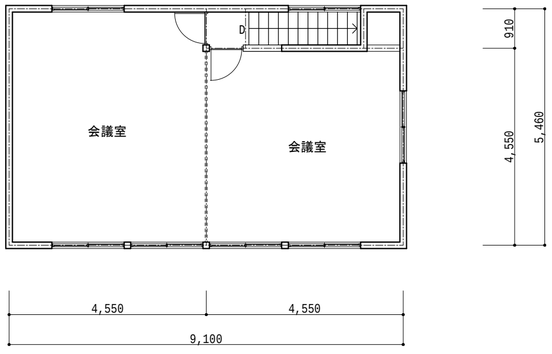

2 階 平 面 図 S=1:100

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存建物撤去図（建築）		
縮　尺	1/100	番　号	21 枚の内 D012 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

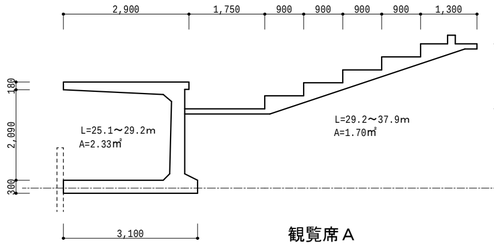

観覧席Ａ

本部席

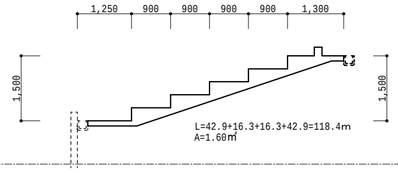

観覧席Ｂ

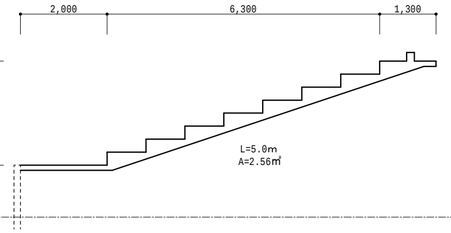

観覧席Ｃ

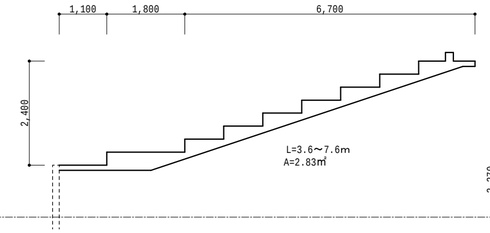

観覧席Ｄ

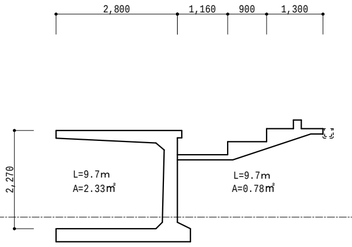

ダッグアウトＥ

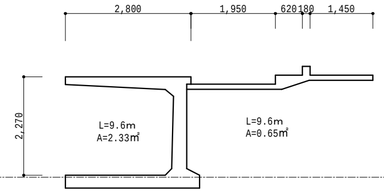

ダッグアウトＦ

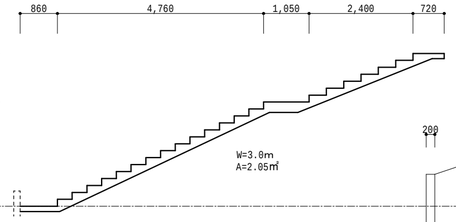

階段Ｇ

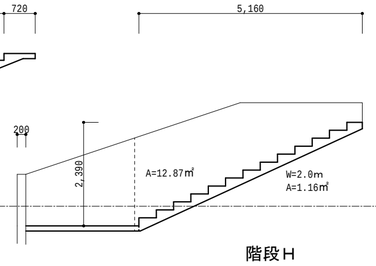

階段Ｈ

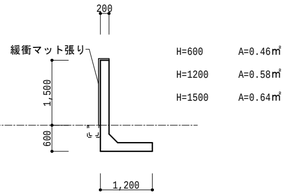

グラウンド擁壁

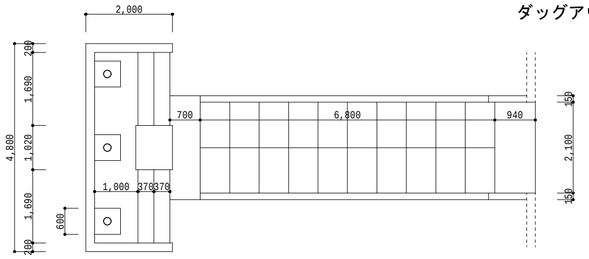

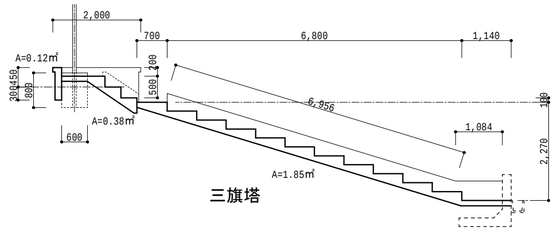

三旗塔

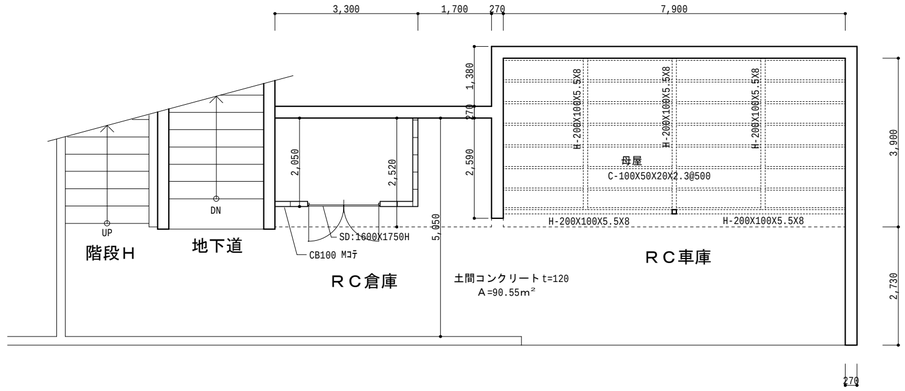

階段Ｈ　地下道　ＲＣ倉庫　ＲＣ車庫

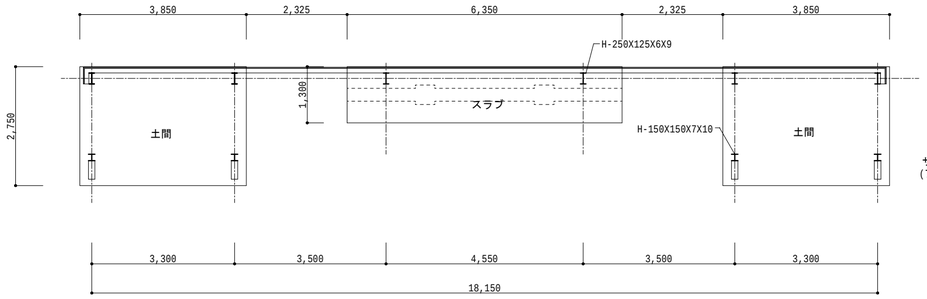

スコアボード

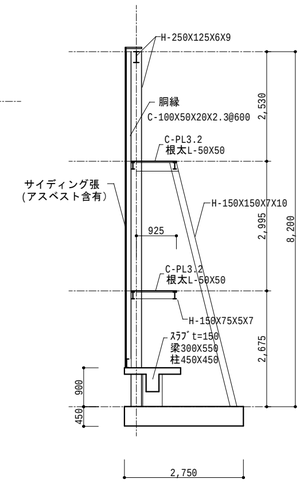

スコアボード

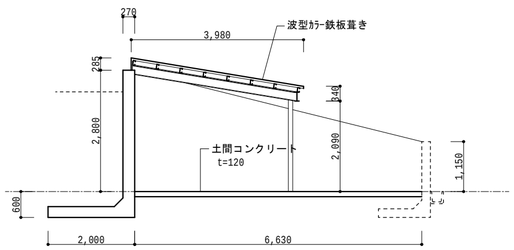

ＲＣ車庫

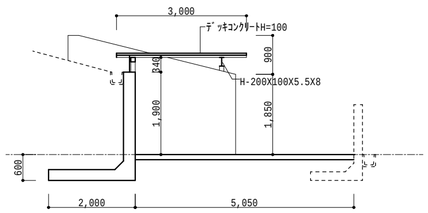

ＲＣ倉庫

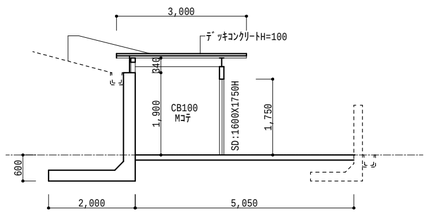

ＲＣ倉庫

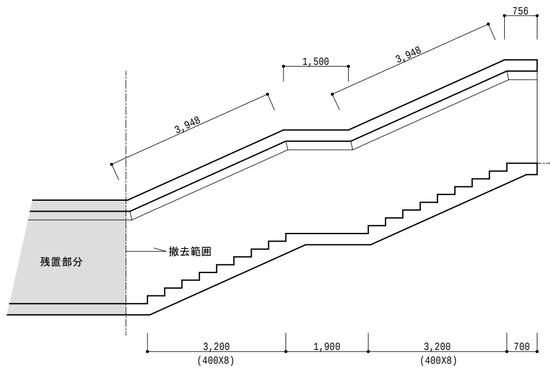

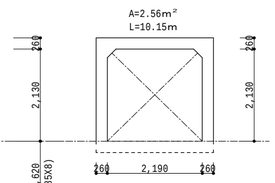

地下道

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存構造物撤去図（建築）		
縮　尺	1/100	番　号	21 枚の内 D013 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

公衆便所　撤去　平面図　※平面に記載の照明器具及び、配線器具は本工事にて撤去する。

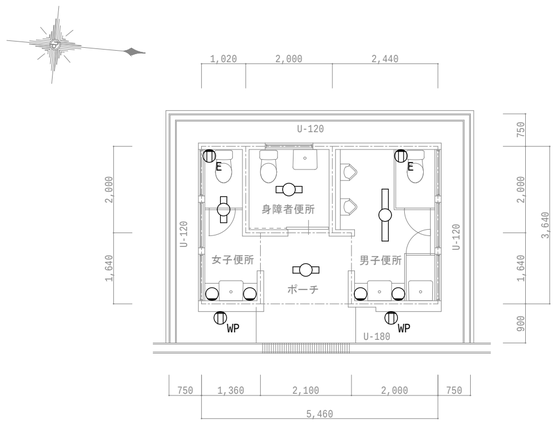

平 面 図　S=1:100

男子便所	
埋込　FL　401	1
露出　IL　401	2

身障者便所	
埋込　FL　201	1

女子便所	
埋込　FL　201	1
露出　IL　401	2

ポーチ	
埋込　FL　201	1

管理事務所　撤去　平面図　※平面に記載の照明器具及び、配線器具は本工事にて撤去する。

便所	
露出　FL　201	1

湯沸	
露出　FL　201	1

屋外（庇）	
露出　FL　201	1

事務室	
露出　FL　401	5

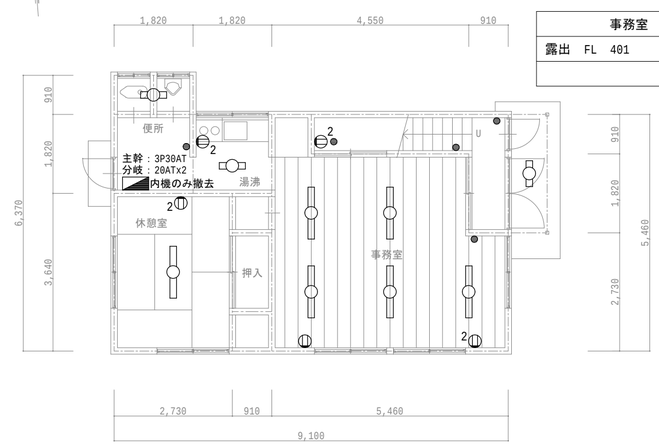

1 階 平 面 図　S=1:100

休憩室	
露出　FL　401	1

階段	
露出　FL　201	1

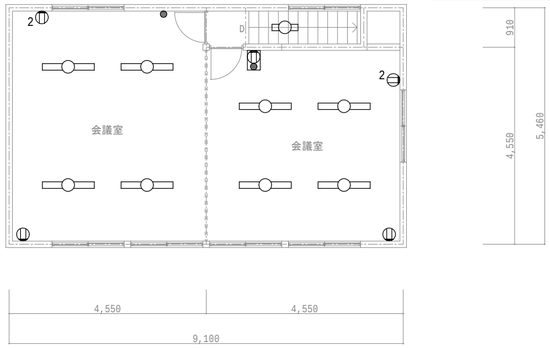

2 階 平 面 図　S=1:100

会議室	
露出　FL　401	4

会議室	
露出　FL　401	4

本部席　撤去　平面図　※平面に記載の照明器具及び、配線器具は本工事にて撤去する。

審判員席	
露出　FL　201	2
露出　FL　401	4

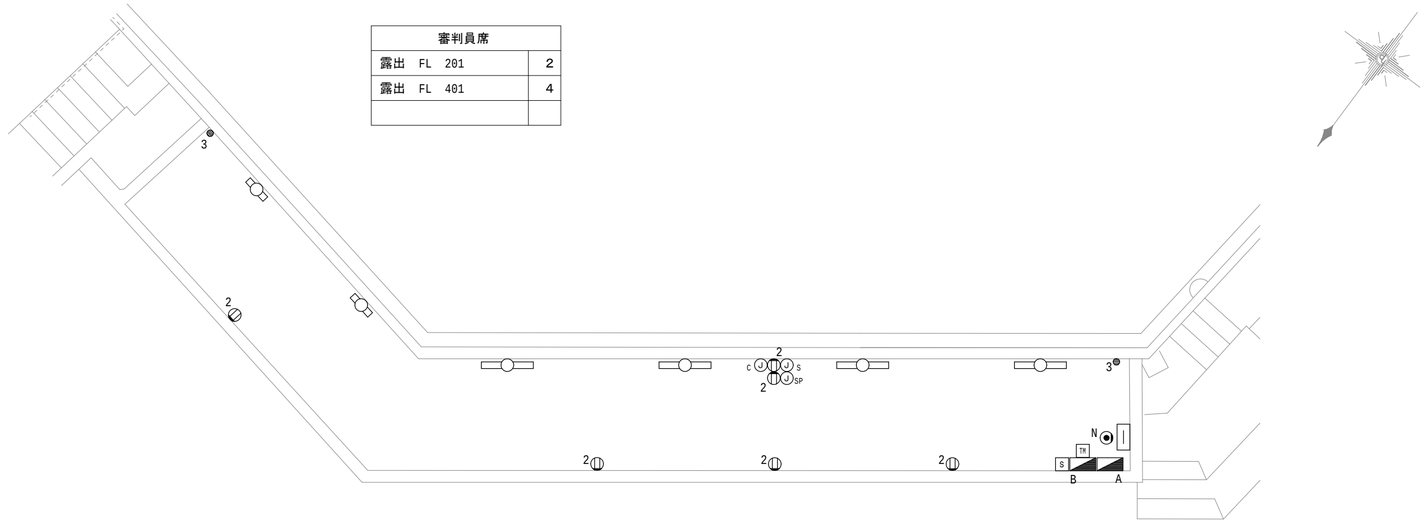

平 面 図　S=1:100

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
A	電灯盤（ｽｺｱﾎﾞｰﾄﾞ用）	平面図参照	280W x 165h x 160d
B	電灯盤	平面図参照	430W x 300h x 150d
S	手元開閉器	平面図参照	165W x 300h x 80d
TM	タイマー盤	平面図参照	130W x 210h x 100d
	照明器具	平面図参照	
	〃	〃	
	スイッチ	1P15Ax1	埋込形、金属製プレート
3	スイッチ	3W15Ax1	埋込形、金属製プレート
2	コンセント	125V､2P15Ax2	埋込形、金属製プレート
2	〃	125V､2P15Ax2	〃
2ET	〃	125V､2P15Ax2､接地端子付	〃
WP	防水コンセント	125V､2P15Ax2､接地極､接地端子付	JIS防雨形
	端子盤	平面図参照	
N	電話用アウトレット	ﾉｽﾞﾙﾌﾟﾚｰﾄ（金属製）	
C	スコアボード電源用ジャック		埋込形、金属製プレート
S	スコアボード用ジャック		〃
SP	マイクロホン用ジャック		〃

記　号	名　称	仕　様	備　考

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存建物撤去図（照明器具）		
縮　尺	1/100	番　号	21 枚の内 D014号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

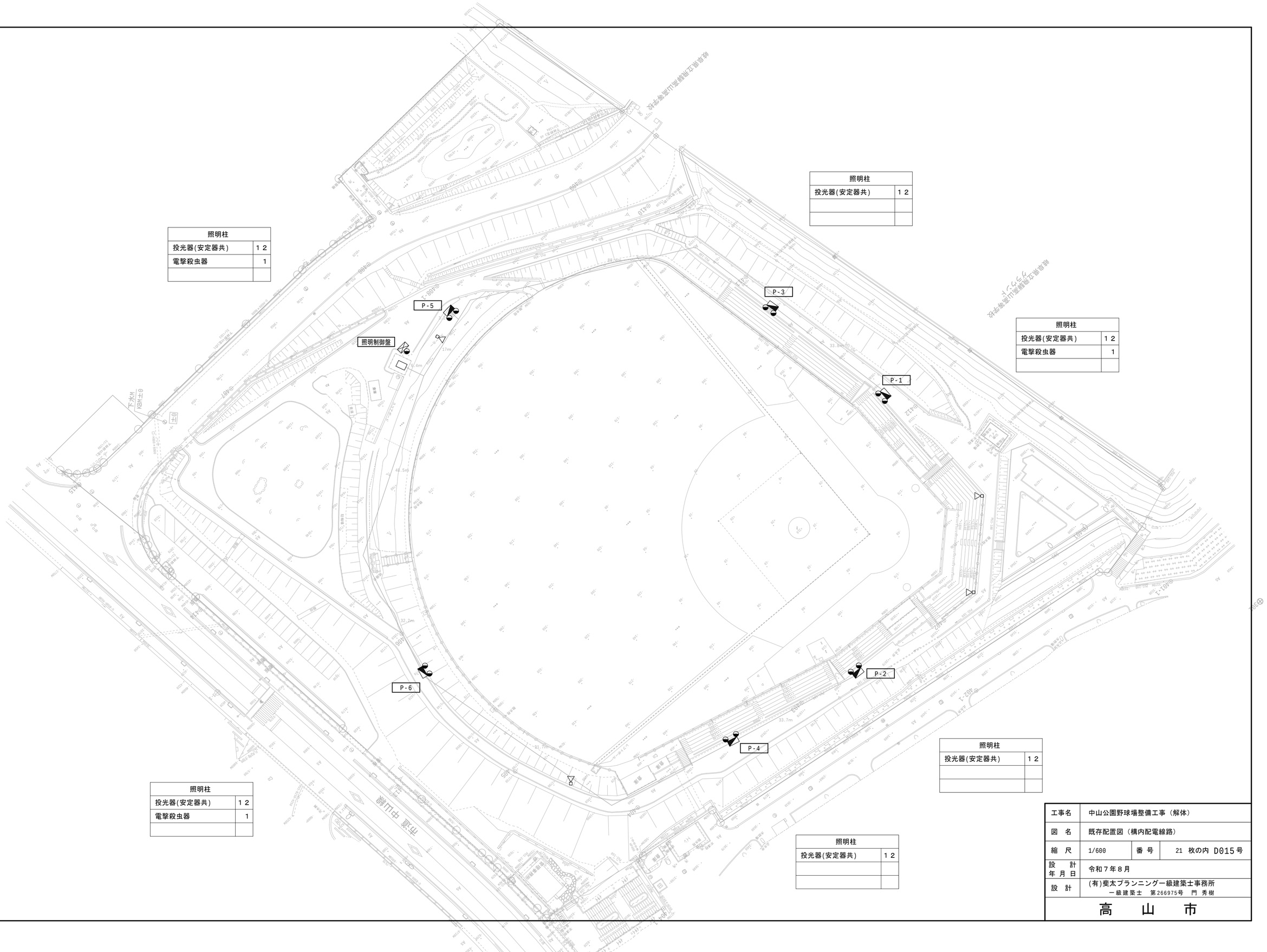

照明柱	
投光器(安定器共)	12
電撃殺虫器	1

照明柱	
投光器(安定器共)	12

照明柱	
投光器(安定器共)	12
電撃殺虫器	1

照明柱	
投光器(安定器共)	12

照明柱	
投光器(安定器共)	12

照明柱	
投光器(安定器共)	12
電撃殺虫器	1

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存配置図（構内配電線路）		
縮　尺	1/600	番　号	21 枚の内 D015 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

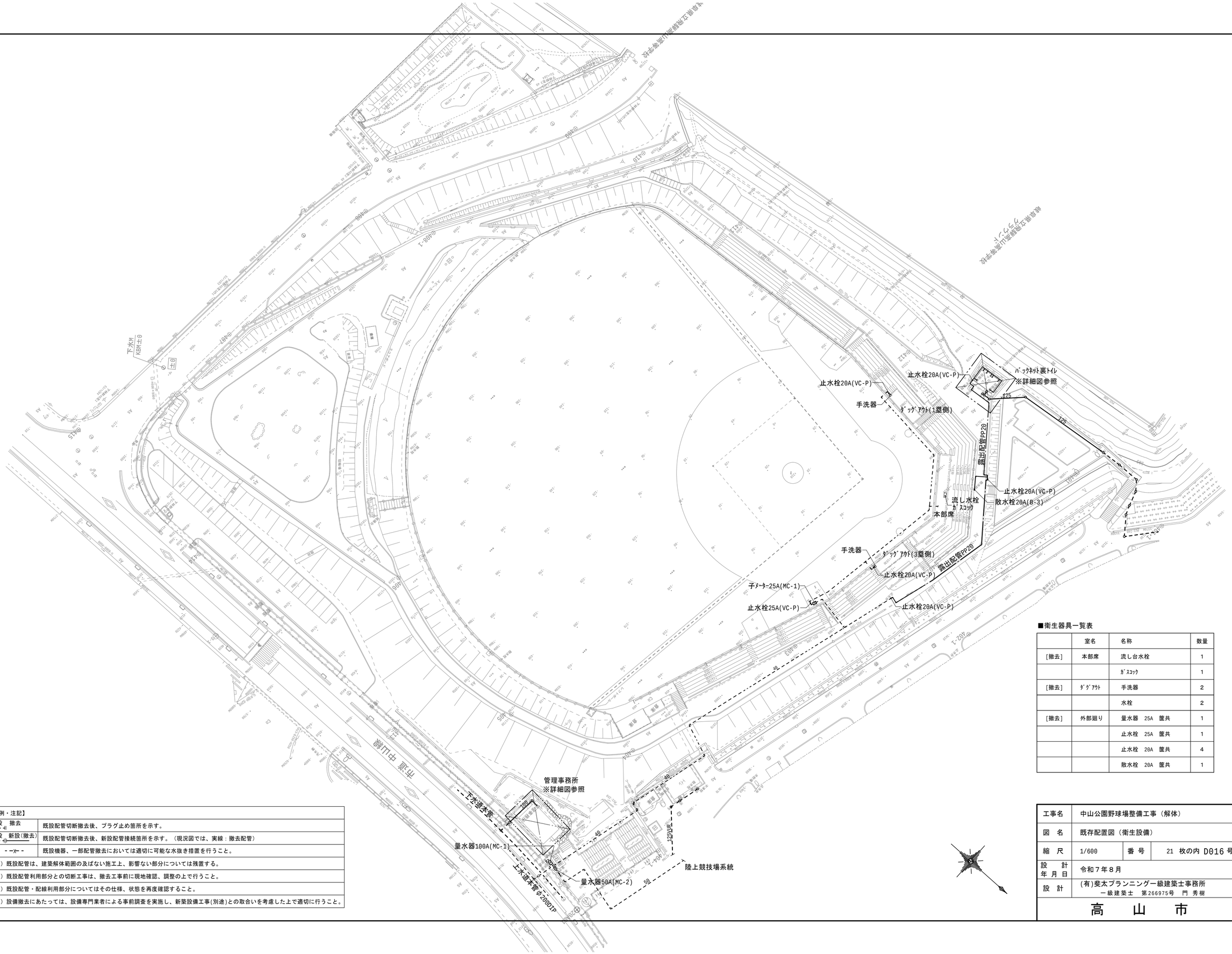

■衛生器具一覧表

	室名	名称	数量
[撤去]	本部席	流し台水栓	1
		ｶﾞｽｺｯｸ	1
[撤去]	ﾀﾞｸﾞｱｳﾄ	手洗器	2
		水栓	2
[撤去]	外部廻り	量水器　25A　筐共	1
		止水栓　25A　筐共	1
		止水栓　20A　筐共	4
		散水栓　20A　筐共	1

【凡例・注記】

既設　撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設　新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X　--X--	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。

注１）既設配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。

注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。

注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。

注４）設備撤去にあたっては、設備専門業者による事前調査を実施し、新築設備工事(別途)との取合いを考慮した上で適切に行うこと。

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存配置図（衛生設備）		
縮　尺	1/600	番　号	21　枚の内 D016 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		

高　山　市

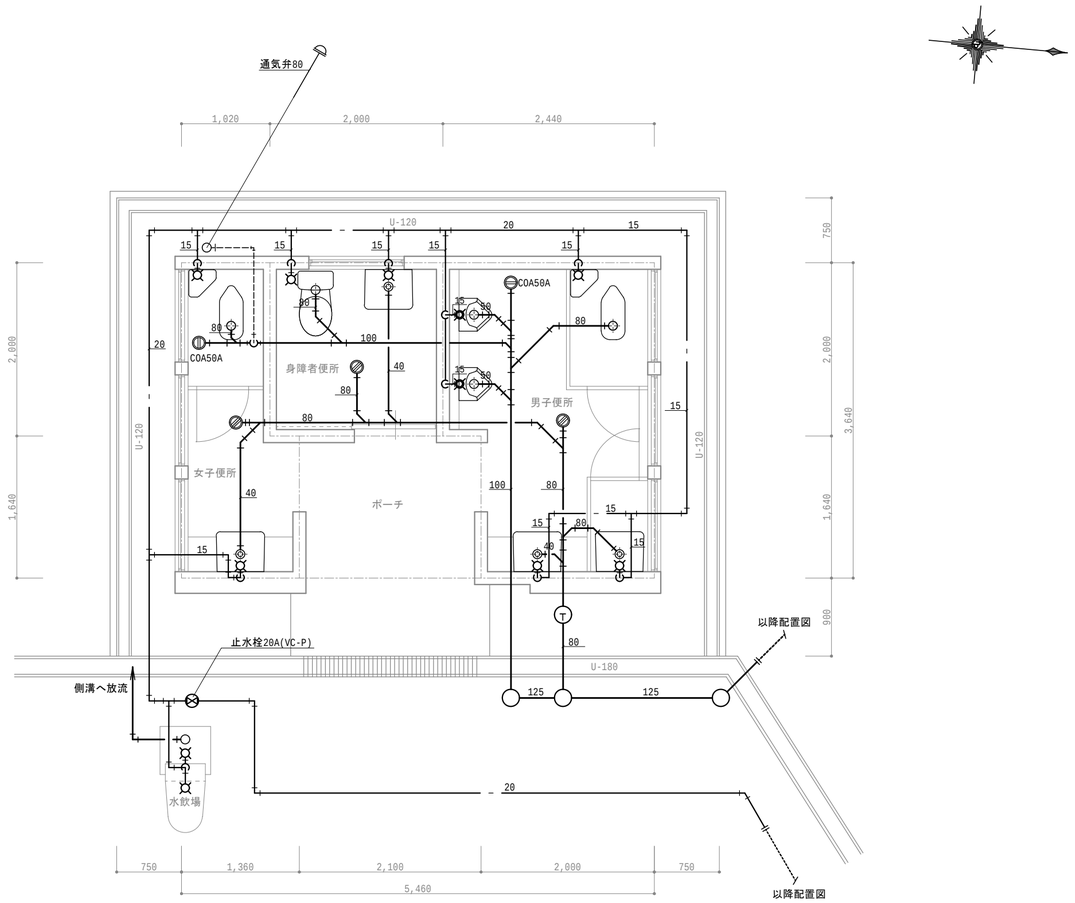

公衆便所 平面図 S=1/50

■衛生器具一覧表

	室名	名称	数量
[撤去]	屋外南東側	水飲場水栓	1
[撤去]		止水栓	1
[撤去]	便 所	ﾛｰﾀﾝｸ（和便器）	2
[撤去]		壁掛小便器	2
[撤去]		腰掛洋便器	1
[撤去]		手洗器	1
[撤去]		手洗いカウンター	2
[撤去]		掃除用流し	1
[撤去]		水栓	4

【凡例・注記】	
既設 撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設 新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X --✕--	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。
注１）既設天井配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。	
注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。	
注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。	

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図 名	既存建物撤去図－１（衛生設備）		
縮 尺	1/50	番 号	21 枚の内 D017 号
設 計 年 月 日	令和７年８月		
設 計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士 第266975号 門 秀樹		
高 山 市			

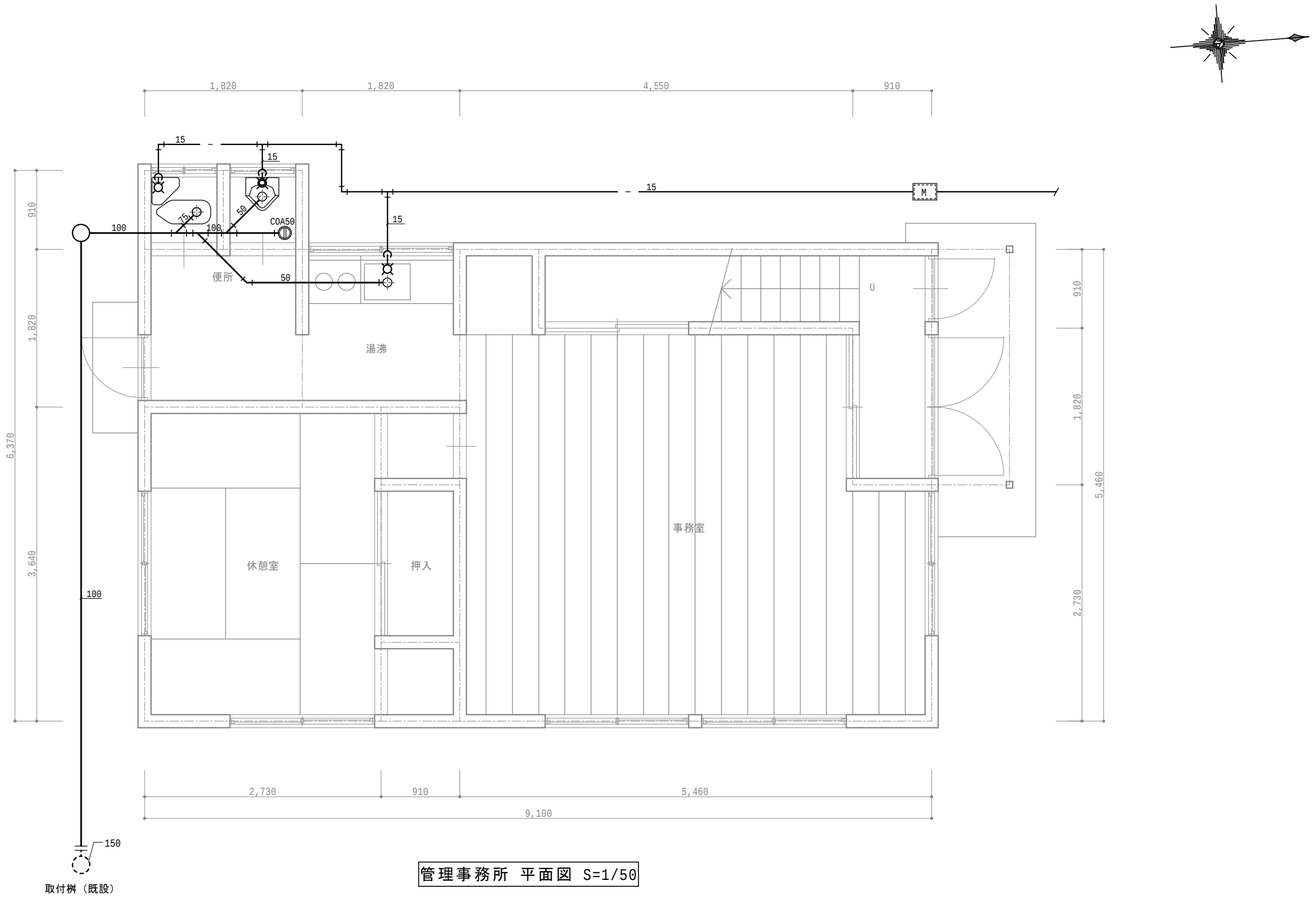

管理事務所 平面図 S=1/50

■衛生器具一覧表

	室名	名称	数量
[撤去]	屋外北西側	量水器	1
[撤去]	湯　沸	水栓	1
[撤去]		止水栓	1
[撤去]	便　所	ﾛｰﾀﾝｸ（和式便器）	1
[撤去]		壁掛小便器	1

【凡例・注記】	
既設 撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設 新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X --✕--	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。
注１）既設天井配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。	
注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。	
注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。	

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	既存建物撤去図－２（衛生設備）		
縮　尺	1/50	番 号	21 枚の内 D018 号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

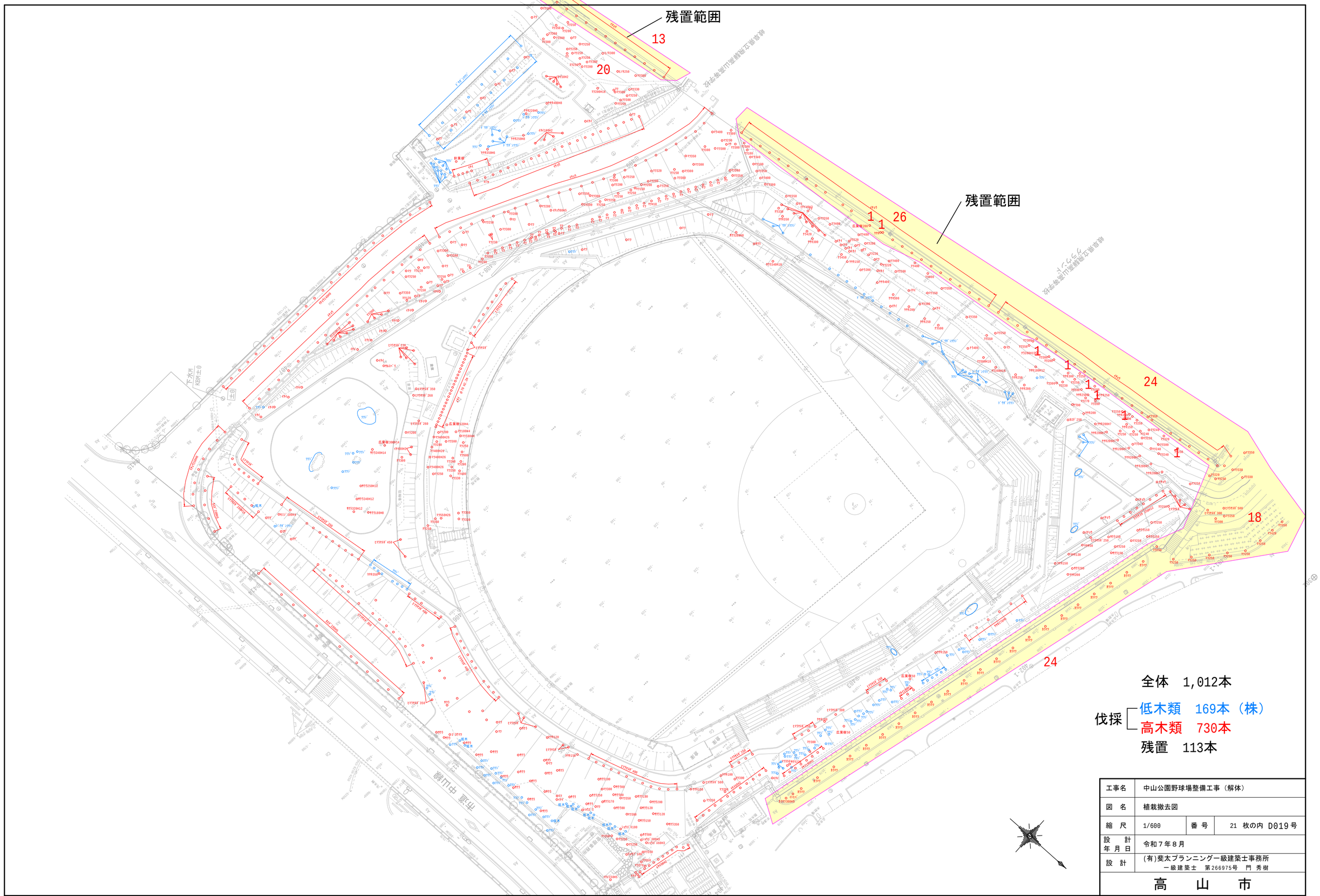

全体　1,012本

伐採
- 低木類　169本（株）
- 高木類　730本

残置　113本

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	植栽撤去図		
縮　尺	1/600	番　号	21　枚の内 D019号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

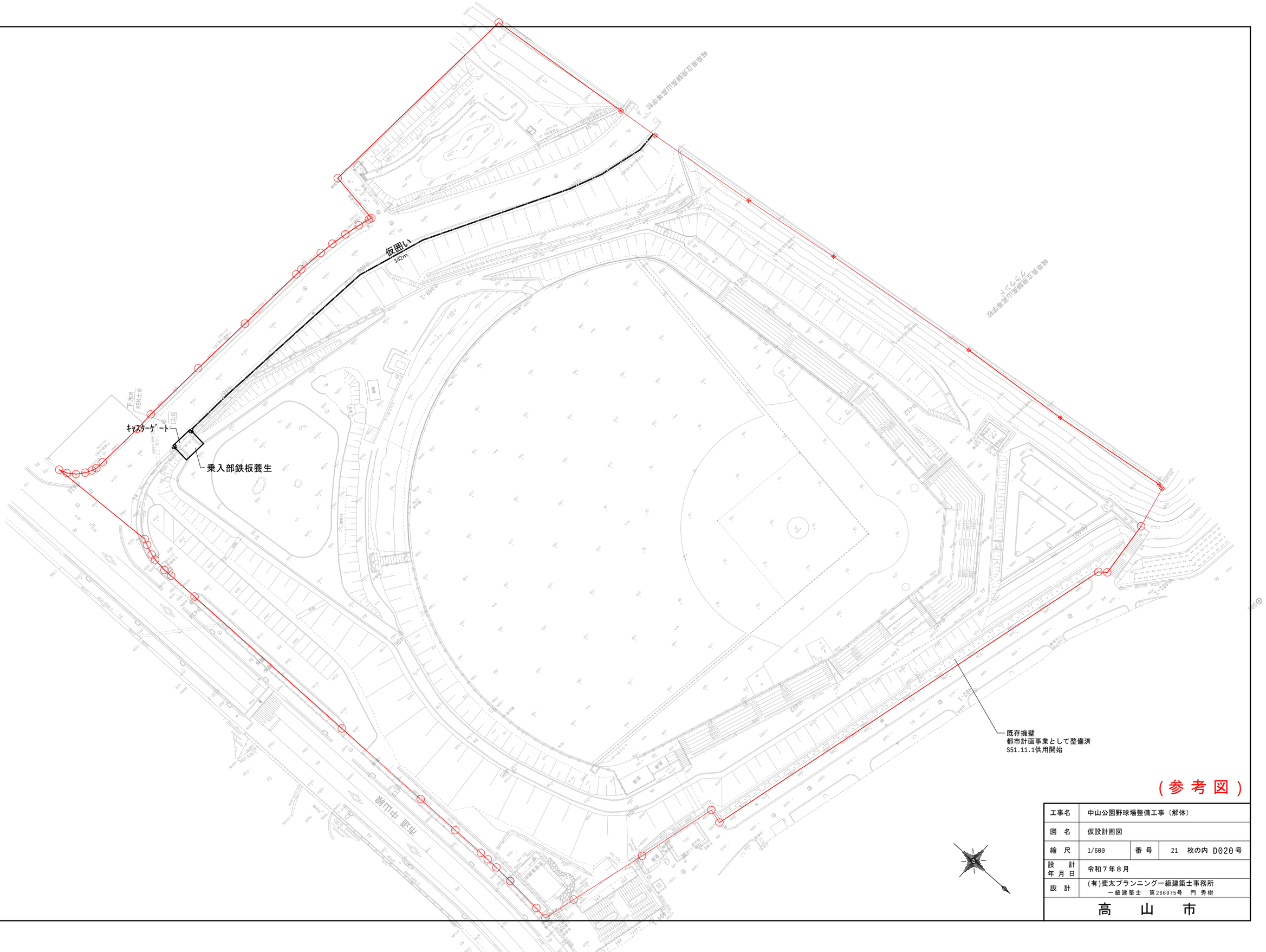

（参考図）

工事名	中山公園野球場整備工事（解体）		
図　名	仮設計画図		
縮　尺	1/600	番　号	21　枚の内 D020号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		
高　山　市			

１．既存樹木伐採工事

敷地内の樹木の伐採

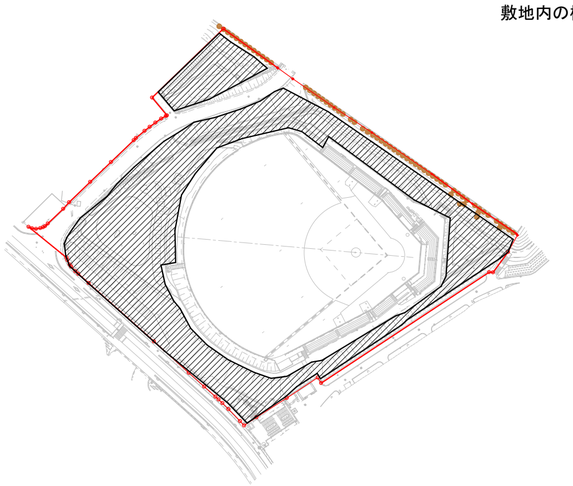

２．既存解体工事

舗装、ﾌﾞﾛｯｸ積み、側溝等　解体
本部席、観覧席、車庫等　構造物解体

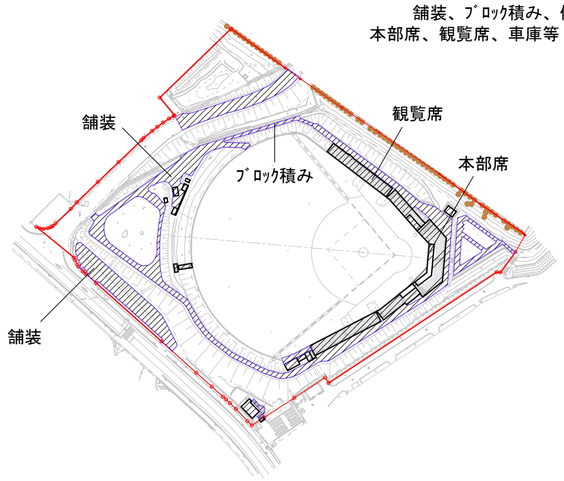

項　　目	2025 R7				2026 R8					
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
準備			準備工						検査	
樹木伐採				伐採、搬出						
解体工事							建物、土留め構造物			

工事名	中山公園野球場整備工事（建築）		
図　名	工事計画図・工事計画工程表		
縮　尺	―	番 号	21　枚の内 D021号
設　計 年 月 日	令和７年８月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			